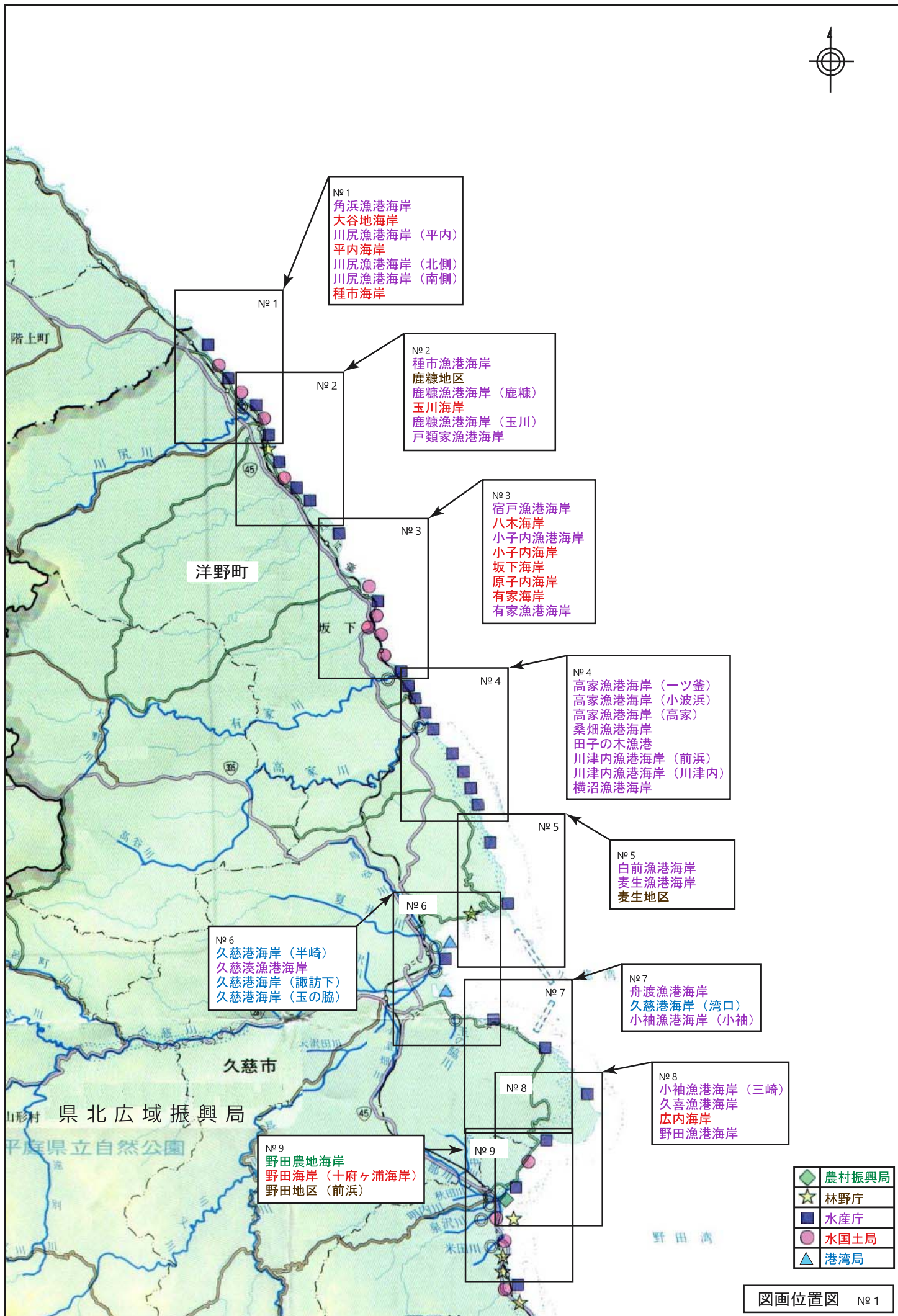


添付図

- ① 海岸位置図
- ② 海岸保全施設の整備方針図と
整備箇所整理表
- ③ 海岸保全施設による受益の地域
及びその状況（別表計画事項）

①海岸位置図



№ 1
 角浜漁港海岸
 大谷地海岸
 川尻漁港海岸 (平内)
 平内海岸
 川尻漁港海岸 (北側)
 川尻漁港海岸 (南側)
 種市海岸

№ 2
 種市漁港海岸
 鹿糠地区
 鹿糠漁港海岸 (鹿糠)
 玉川海岸
 鹿糠漁港海岸 (玉川)
 戸類家漁港海岸

№ 3
 宿戸漁港海岸
 八木海岸
 小子内漁港海岸
 小子内海岸
 坂下海岸
 原子内海岸
 有家海岸
 有家漁港海岸

№ 4
 高家漁港海岸 (一ツ釜)
 高家漁港海岸 (小波浜)
 高家漁港海岸 (高家)
 桑畑漁港海岸
 田子の木漁港
 川津内漁港海岸 (前浜)
 川津内漁港海岸 (川津内)
 横沼漁港海岸

№ 5
 白前漁港海岸
 麦生漁港海岸
 麦生地区

№ 6
 久慈港海岸 (半崎)
 久慈湊漁港海岸
 久慈港海岸 (諏訪下)
 久慈港海岸 (玉の脇)

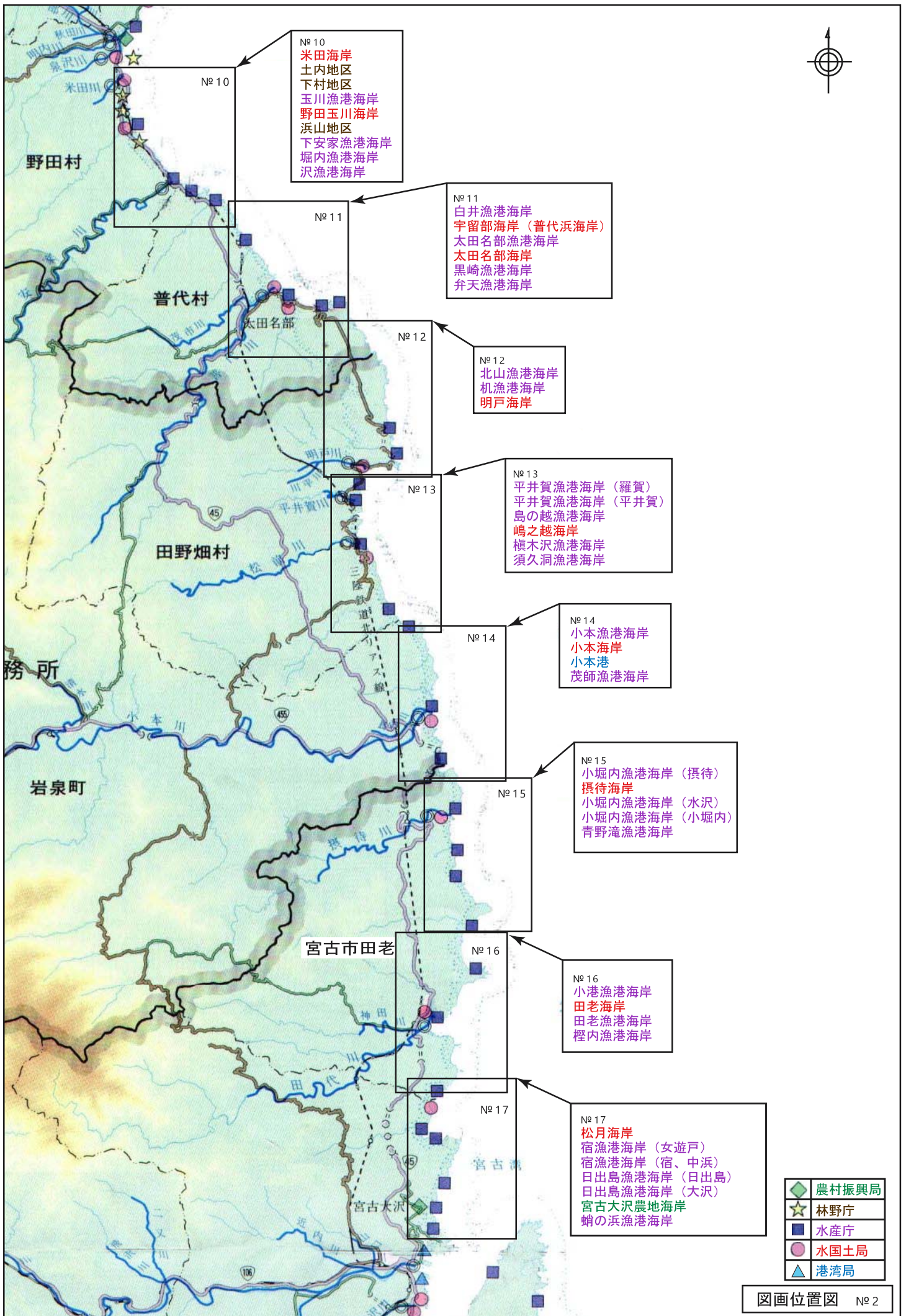
№ 7
 舟渡漁港海岸
 久慈港海岸 (湾口)
 小袖漁港海岸 (小袖)

№ 8
 小袖漁港海岸 (三崎)
 久喜漁港海岸
 広内海岸
 野田漁港海岸

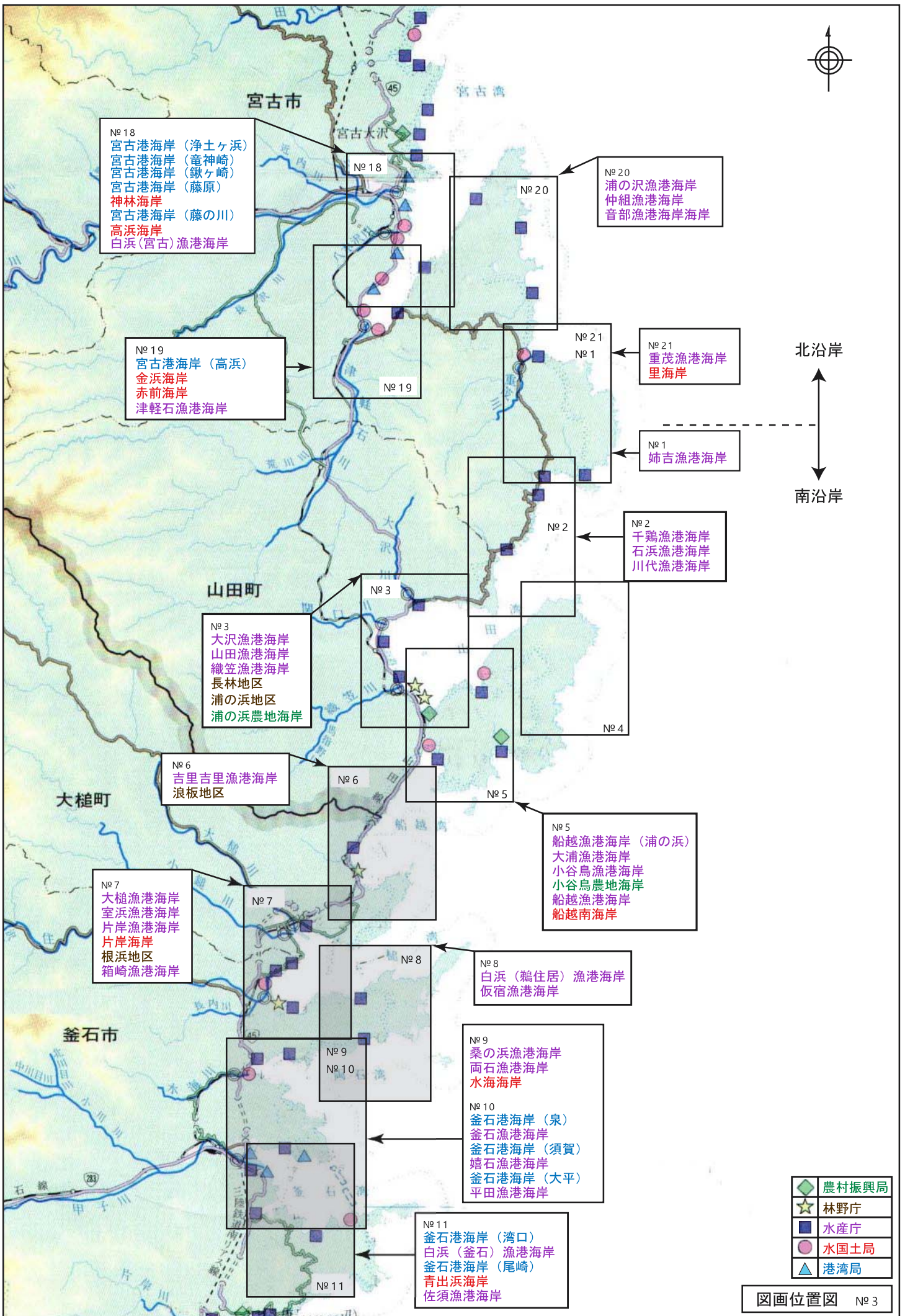
№ 9
 野田農地海岸
 野田海岸 (十府ヶ浦海岸)
 野田地区 (前浜)

	農村振興局
	林野庁
	水産庁
	水国土局
	港湾局


図画位置図 № 1








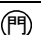




図画位置図 № 2



②海岸保全施設の整備方針図と 整備箇所整理表

海岸で特に重要な観点	
	防護(津波)
	防護(侵食)
	環境
	利用
白抜きのは海岸保全区域外となる箇所での評価	

海岸保全施設	
 : 堤防、  : 護岸、  : 胸壁	沖合施設 ( : 離岸堤、  : 潜堤・
 : 消波施設 (消波堤、消波工)	人工リーフ、  : 突堤・ヘッドランド)
 : 水門、樋門、陸間	 : 養浜、サンドバイパス
橙字：工事中又は計画を表示 黒字：既設（完成又は暫定完成）を表示	

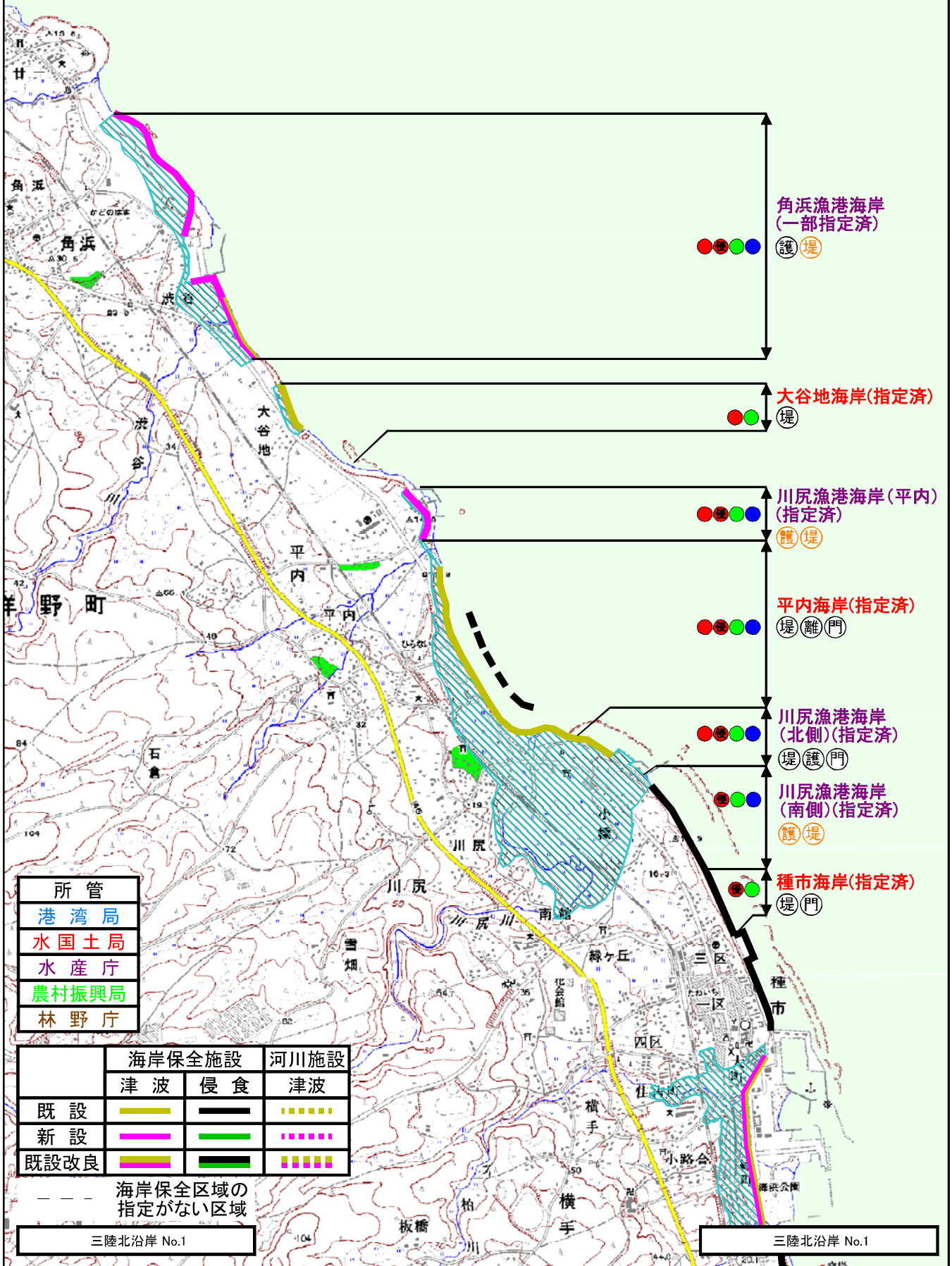
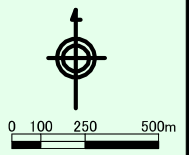
※  で示す受益範囲は、地盤高が堤防天端高以下となる領域。

整備箇所整理表

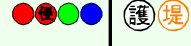
市町村名	所管・管理者	港湾	海岸保全区域	海岸名 (地名・字名や一時的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防風水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	津波	防風	環境					
洋野町	水・町			角浜油港海岸	汀線から200m程度は平坦な干出地帯で、ウニ、アヒ等の宝庫となっている。	計画高 TP+12.00m (12.00m)	計画高 TP+4.15m (4.15m)				津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ● 浸食に対する安全性を確保するため ○ 防風・保安 △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=900m 堤岸L=584m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洗野町	河・県			大谷地海岸	磯浜海岸であり、背後は耕地。ウニ、アヒ等の宝庫である。背後には種市高松、民家がある。	TP+12.00m (12.00m)	(一)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=250m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洗野町	水・町			川原油港海岸 (中内)	干出箇所が特に発達している海岸で、ウニ、アヒ等の宝庫である。背後には種市高松、民家がある。	TP+12.00m (12.00m)	TP+4.15m (4.15m)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防=400m 堤岸L=140m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洗野町	河・県			平内海岸	波風が強く、砂浜の侵食が激しい。コンブ、ウニ、アヒの宝庫である。背後には種市高松、民家がある。	TP+12.00m (12.00m)	(一)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=160m 堤岸L=135m 人工リーフ距離(500m)	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洋野町	水・町			川原油港海岸 (北側)	干出箇所が特に発達している海岸で、ウニ、アヒ等の宝庫である。	TP+12.00m (12.00m)	TP+4.15m (4.15m)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=260m 堤岸L=230m 堤岸L=350m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洋野町	水・町			川原油港海岸 (南側)	干出箇所が特に発達している海岸で、ウニ、アヒ等の宝庫である。	(一)	TP+4.15m (4.15m)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=50m 堤岸L=530m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洗野町	河・県			種市海岸	干出箇所が発達している。背後が高く保全対象である。波風が強い。	(一)	TP+4.30m (4.30m)				● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 ○ 浸食に対する安全性を確保するため △ 海岸保全 ● 津波対策施設の利用に配慮する。 ○ 津波対策施設の利用に配慮する。	堤防L=320m 堤岸L=350m	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 浸食を予防している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国工局 港：港湾局 防衛対応：
 ●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等
 ◎津波対応、◎環境対応、□利用対応

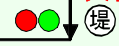
海岸保全施設の整備方針図



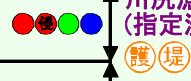
角浜漁港海岸
(一部指定済)



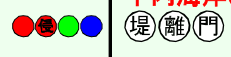
大谷地海岸(指定済)



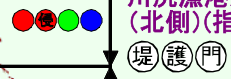
川尻漁港海岸(平内)
(指定済)



平内海岸(指定済)



川尻漁港海岸
(北側)(指定済)



川尻漁港海岸
(南側)(指定済)



種市海岸(指定済)



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.1

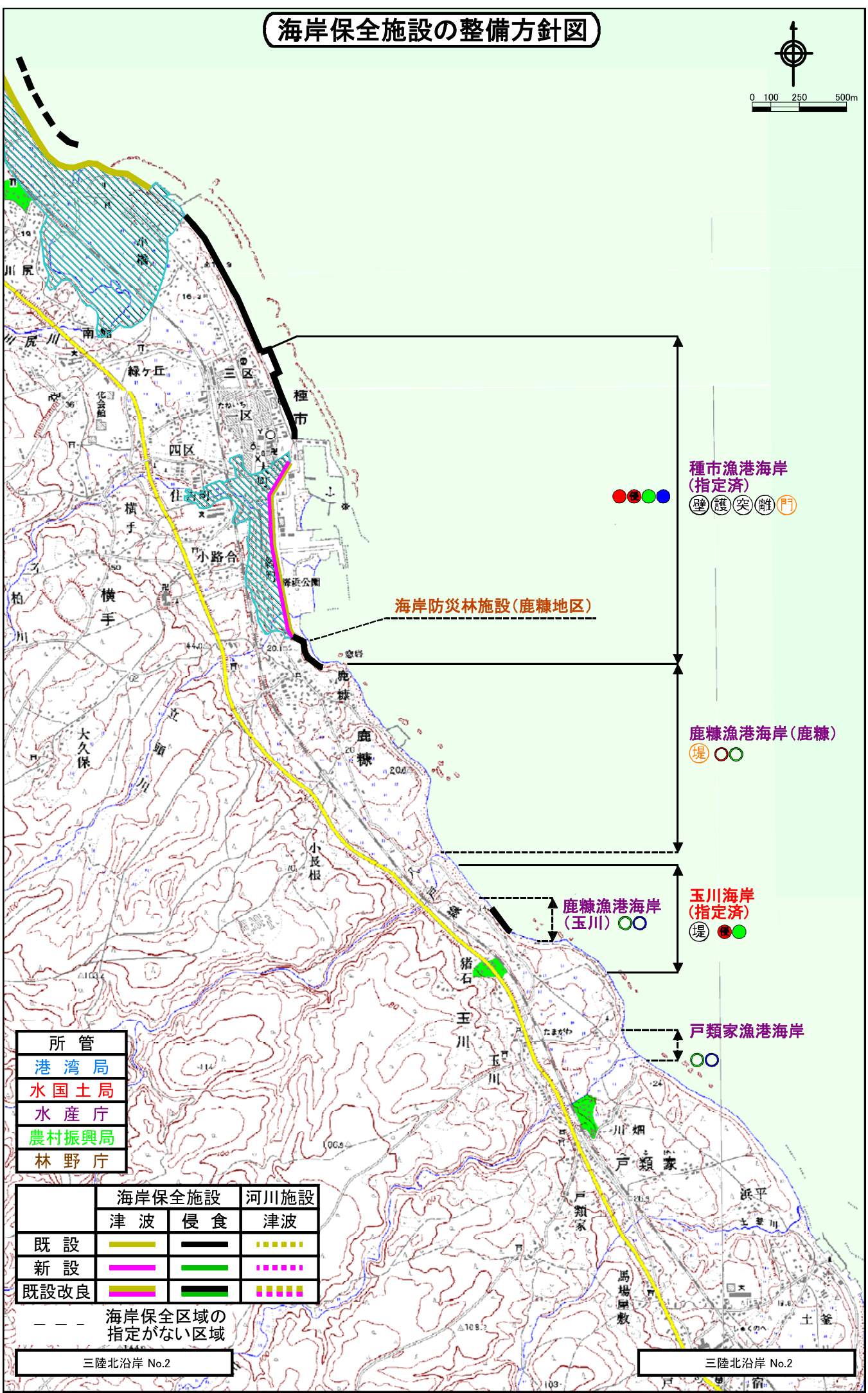
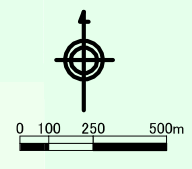
三陸北沿岸 No.1

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地蔵名・字名や一帯的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	環境	利用					
洋野町	水・県		○	種市流港海岸	北側は平出岩礁が露出している。岩礁は高台に立地。種市川(サンヤリ)は東北地域の海流シヤール基地となっている。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	津波	● 津波対策施設を整備して津波への防備を確保するため ○ 浸食に対する安全性を確保するための設備を行う △ 防波点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 若潮暴風の発生に努める。 □ 利用者の快適性を高めるため、海浜の保全に努める。	天端高 T.P.+12.00m の防波堤、 T.P.+4.30m の護岸を整備済み。 水門(自動化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員=999m 護岸現=180m 変埋=268m 水門5基 陸間11基	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を解体するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、作業開始前に正しい、定期的な点検・整備を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。 傷害を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に護岸の劣化に留意する。 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	林・県			鹿野地区	遠浅の岩礁帯があり、磯浜海岸となっている。コナシ、フナリ漁、潜水ウニ漁等が行われている。崖海岸の崩落を防止し、農士の安全を図っている。	(一)	(一)			◎ 若潮暴風の発生に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	水・町			鹿野流港海岸 (鹿野)	遠浅の岩礁帯があり、磯浜海岸となっている。コナシ、フナリ漁、潜水ウニ漁等が行われている。	TP+12.00m (一)	TP+12.00m (一)			◎ 津波対策施設を整備(新設)して津波への防護を確保する。	現状の海岸環境を継承する。	堤防L=400m	磯浜の保全に努める。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	河・県		○	玉川海岸	前浜の岩礁は採貝車的好漁場。波浪が強く侵食が進行。	(一)	TP+6.00m (6.00m)		●	△ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 若潮暴風の発生に配慮する。	施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=227m		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 波浪による被害が懸念されるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に構造物の劣化、変形、破損、洗掘に留意する。 傷害を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	
洋野町	水・町			鹿野流港海岸 (玉川)	遠浅の岩礁帯があり、磯浜海岸となっている。コナシ、フナリ漁、潜水ウニ漁等が行われる。背後は一部高台。	(一)	(一)		◎	◎ 現状の海岸環境の継承。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	水・町			戸頭家流港海岸	平出岩礁が発達しコナシ、フナリ、ワカメ、アサギ等が行われる。周囲は崖海岸。	(一)	(一)		◎	◎ 岩礁帯の保全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	磯浜の保全に努める。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対策：●津波対策、○優良などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



種市漁港海岸
(指定済)
 (壁) (護) (突) (離) (門)

海岸防災林施設(鹿糠地区)

鹿糠漁港海岸(鹿糠)
 (堤) (○) (○)

玉川海岸
(指定済)
 (堤) (●) (●)

鹿糠漁港海岸
(玉川) (○) (○)

戸類家漁港海岸
 (○) (○)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.2

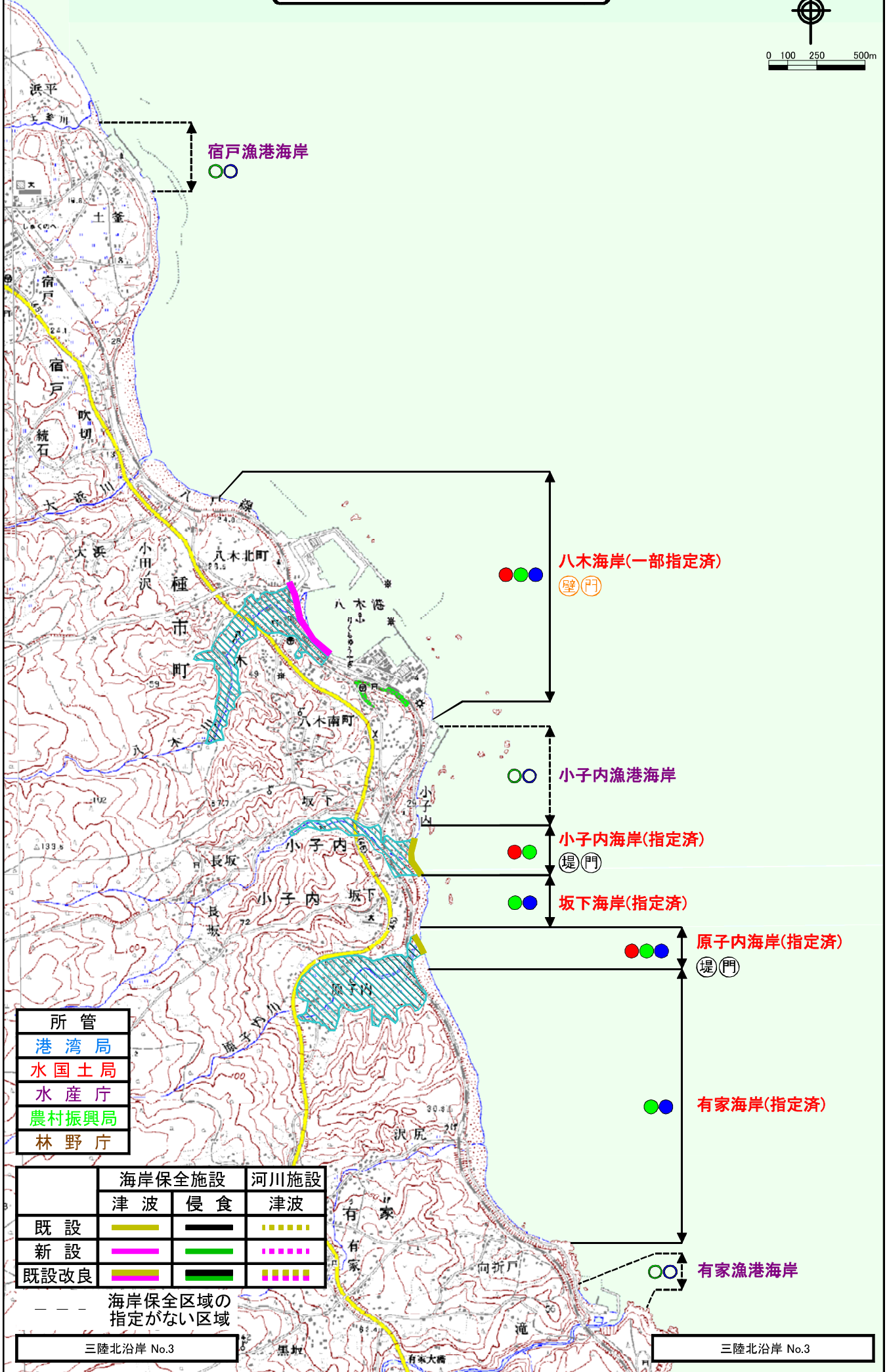
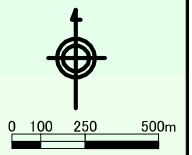
三陸北沿岸 No.2

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一時的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要指定			津波	侵食	防波	優食	環境					
洋野町	水・町				宿戸漁港海岸	汀線から500m以上が干出岩場であり、アワビ、ウニ、アフリ漁等が中心。	計画天端高(現況天端高) (一)	計画天端高(現況天端高) (一)				◎ 現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。 □	天端高をTP+12.00mとした胸壁を整備する。	港湾施設の利用に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	河・県				八木海岸	付浜は岩礁海岸であり、背後には鉄道や民家が立地。北港と南港の間に天然の砂浜がある。	TP+12.00m (一)		●	●	●	◎ 津波対策施設を整備して津波への防備を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 ◎ 砂浜敷の保全に配慮する。 □ 利用者の快適性を高めるため、海兵の保全に努める。	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
洋野町	水・町				小子内漁港海岸	平坦な干出岩盤が張り出し、ウニ、アワビ、マツモ等が豊富。ウニ、ホヤの潜水業も盛まれる。背後は宅地や耕地。	TP+12.00m (12.00m)	(一)		●	●	◎ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 △ 海岸などの海境環境に配慮する。	堤防1=60m 水門1基 陸側1基		日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 水門施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態で保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。	
洋野町	河・県				板下海岸	崖海岸で沖合は岩礁地帯。ウニ、アワビ、ホヤの好漁場。波浪が激しい。	(一)	(一)		●	●	◎ 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、海兵の保全に努める。	現状の海岸環境を継承する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 地形変化状況を監視する。		
洋野町	河・県				原子内海岸	原子内川の河口に位置し、広大な砂浜で沖合は岩礁帯。ウニ、アワビ、ホヤの好漁場。また、サーフィンも行われている。	TP+12.00m (12.00m)	(一)		●	●	△ 保守点検体制の充実、防護・保安施設の維持管理の実施。砂浜敷の保全に配慮する。 ◎ 利用者の快適性を高めるため、海兵の保全に努める。	堤防1=106m 水門1基		日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
洋野町	河・県				有家海岸	遠浅の砂浜海岸。背後は山裾を鉄道が走り完全対象家屋は少ない。南側には有家漁港がある。	(一)	(一)		●	●	◎ 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、海兵の保全に努める。	現状の海岸環境を継承する。	日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
洋野町	水・町				有家漁港海岸	有家川の河口に位置し、港内には砂浜海岸がある。土砂堆積のため出入業に支障をきたすことがある。河口部にサケ、化場が立地。	(一)	(一)		●	●	◎ 現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。 □			日常巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対策：● 津波対策、○ 侵食などの海岸保全対策、△ 保守点検等
 防護対応：● 津波対策、○ 侵食などの海岸保全対策、△ 保守点検等
 環境対応：◎
 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



宿戸漁港海岸
○○

八木海岸(一部指定済)
●●● (壁門)

小子内漁港海岸
○○

小子内海岸(指定済)
●● (堤門)

坂下海岸(指定済)
●●

原子内海岸(指定済)
●●● (堤門)

有家海岸(指定済)
●●

有家漁港海岸
○○

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——
新設	——	——
既設改良	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.3

三陸北沿岸 No.3

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地蔵名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	要指定			津波	侵食	防波	優食	環境					
洋野町	水・町				天然の岩礁を利用した小港で、水深が深い。サケ定置、カレイ、メバル漁等が中心。周囲は崖海岸。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
洋野町	水・町				天然の岩礁を利用した小港で、水深が深い。サケ定置、カレイ、メバル漁等が中心。周囲は崖海岸。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
洋野町	水・町				天然の岩礁を利用した小港で、水深が深い。サケ定置、カレイ、メバル漁等が中心。周囲は崖海岸。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市				岩礁地帯に開けた小港で、景観が良い。サケ定置、刺網漁が中心。周囲は崖海岸。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市				岩礁地帯の岩場の中に船だまりが形成されている。サケ定置網、刺網、かご漁等が主体。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市				岩礁地帯に船だまりが形成され、定置網、刺網が主体。周囲は崖海岸。集落は離れた台地に立地。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市				崖海岸の小人江を利用した漁港で、サケの定置網、刺網漁が主体。周囲は崖海岸。集落は離れた台地に立地。岩場に囲まれた海水プールは人気。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市				崖海岸の小人江を利用した漁港で、サケの定置網、刺網漁が主体。周囲は崖海岸。集落は離れた台地に立地。	計画天端高(現況天端高)	計画天端高(現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用	-	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

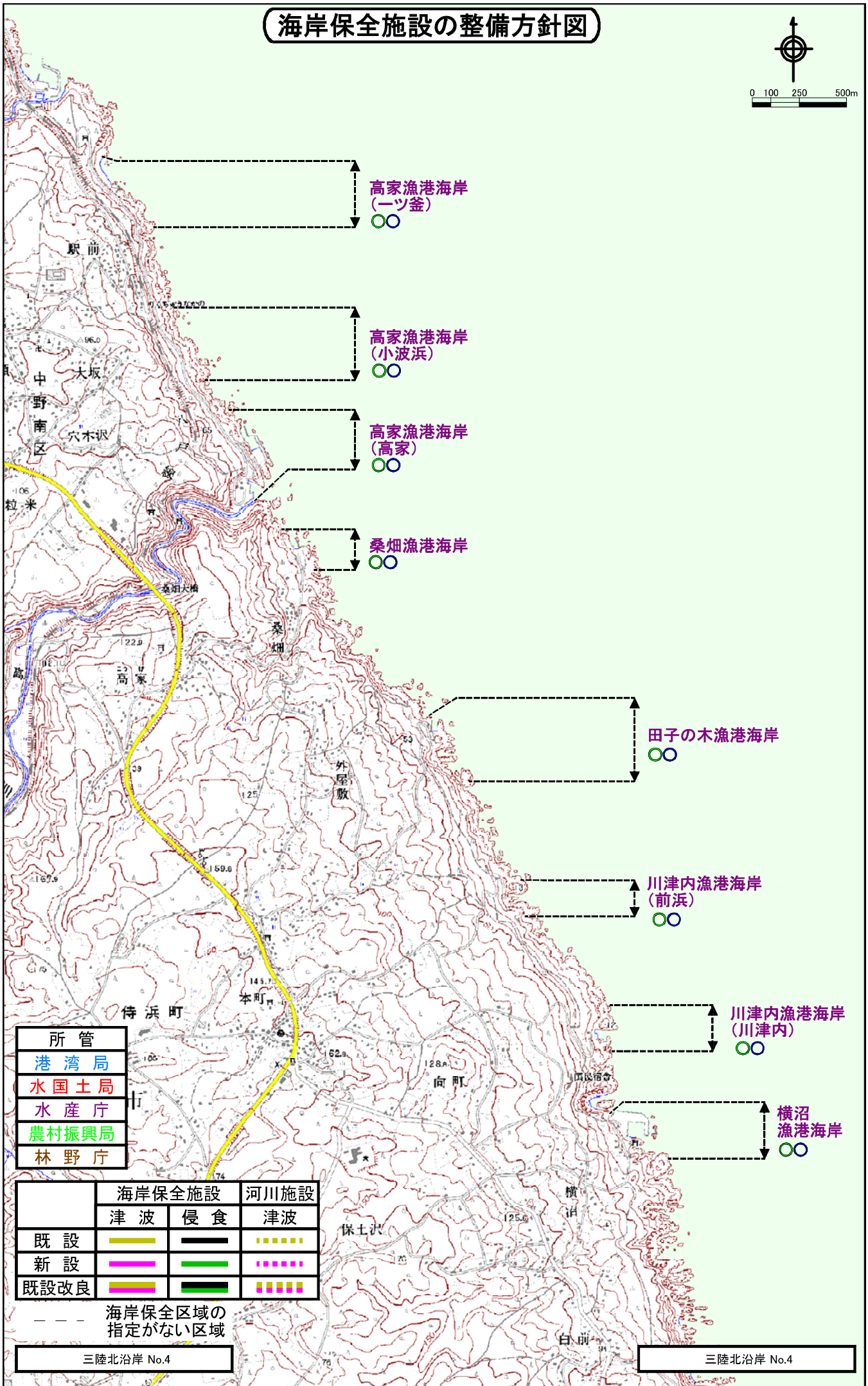
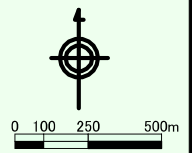
農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

環境対応：◎ 利用対応：□

環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



高家漁港海岸
(一ツ釜)
○○

高家漁港海岸
(小波浜)
○○

高家漁港海岸
(高家)
○○

桑畑漁港海岸
○○

田子の木漁港海岸
○○

川津内漁港海岸
(前浜)
○○

川津内漁港海岸
(川津内)
○○

横沼
漁港海岸
○○

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.4

三陸北沿岸 No.4

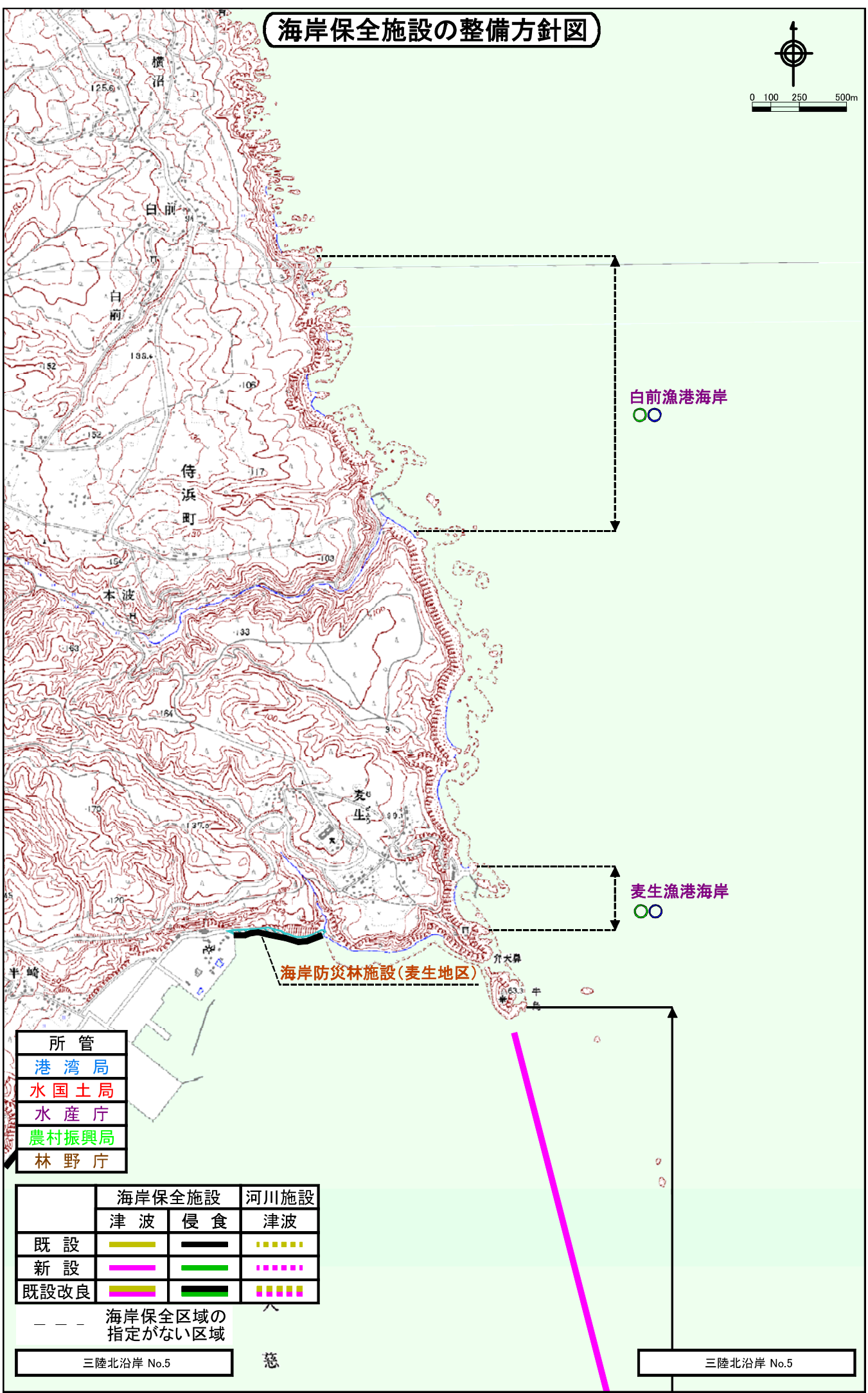
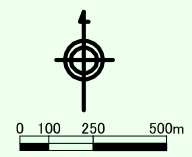
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	津波	浸食					
久慈市	水・市			白前湾海岸	岩礁地帯の小入江を利用した漁港で、サケ定置網漁が主体。集落はすべて崖海岸。集落は離れた高台に立地。	(一)	(一)			◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
久慈市	水・市			養生漁港海岸	崖海岸に立地する小港で、サケ定置、刺網漁等が主体。集落は離れた高台に立地。	(一)	(一)			◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
久慈市	林・県	久慈湾		養生地区	地すべり防止区域の末端部に位置し、波浪等による海岸侵食を防止して、地すべり活動を抑えている。	(一)	TP+6.00m (6.00m)		○	△	保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理の実施。	施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=494m	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。地すべりを抑えている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に崩落の変化に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環食対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.5

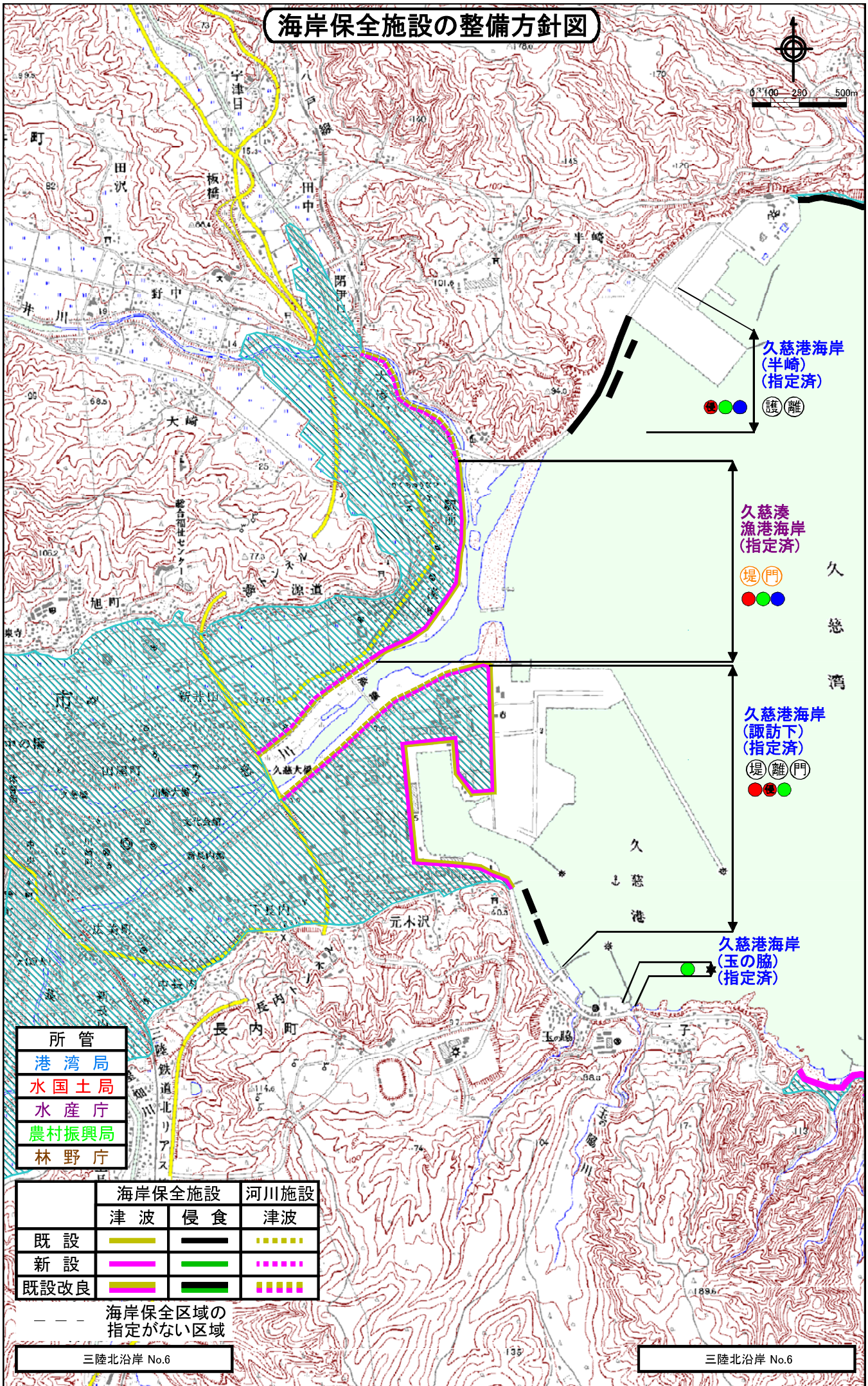
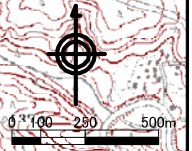
三陸北沿岸 No.5

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	済			津波	浸食	防波	環境	利用						
久慈市	港・県	久慈湾	○		久慈港海岸 (半崎)	切り立った海岸線。現立地に石油備蓄基地が立地。北側には地下坑道を利用した水族館がある。	計画天端高(現況天端高) TP+5.50m (5.50m)	津波 計画天端高(現況天端高) TP+8.00m (8.00m)	浸食 計画天端高(現況天端高) TP+5.50m (5.50m)	防波 津波	環境 津波	利用	△ 保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理の充実、海岸及び港湾施設周辺の環境の保全に配慮する。 ◎ 利用者の快適性を高めるための質の高い海岸整備を検討推進する。	施設の健全度を維持・確保する。 △ 現況の埋込みの確保、海辺へのアクセス性を改善・向上させる。	護岸長L=730m 離岸堤L=238m	護岸全体の防護及び利用を推進するため、河口防波堤の早期整備に努める。	日常巡視、台風や地震等の発生後、発生直後の臨時点検及び5年(1回)程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が付れる海岸等があるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
久慈市	水・市	久慈湾	○		久慈湊漁港海岸	久慈川河口を利用した河口港で、定置網や採藻業が主体。近くには水族館がある。	TP+8.00m (8.00m)	TP+8.00m (8.00m)	浸食 TP+8.00m (8.00m)	防波 津波	環境 津波	利用	● 津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保全施設の維持管理を継続する。 ◎ 砂浜敷の保全に努める。 □ 漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+8.00mの埋込を確保する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	埋込L=233m 水門4基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 必要に応じて、定期的な点検・整備を行う。
久慈市	港・県	久慈湾	○		久慈港海岸 (諏訪下)	かつては白砂青松の海岸であったが、港湾機能拡充のため埋立て。背後には市街地。	TP+8.00m (7.30m)	TP+8.00m (7.30m)	浸食 TP+8.00m (7.30m)	防波 津波	環境 津波	利用	△ 保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理の確保。 ◎ 海岸及び港湾施設周辺の環境の保全に配慮する。	施設の健全度を維持・確保する。 埋込L=2,776m 陸間10基 離岸堤3基(L=395m)	護岸全体の防護及び利用を推進するため、河口防波堤の早期整備に努める。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 波崩れによる被害が懸念されるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に積造物の委位、変形、破損、浮揚に留意する。 施設及び施設を操作するためには必要十分な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
久慈市	港・県	久慈湾	○		久慈港海岸 (玉の窟)	大部分が崖海岸。背後は道路、民家等であるが保全対象は少ない。	TP+8.00m (7.30m)	TP+8.00m (7.30m)	浸食 TP+8.00m (7.30m)	防波 津波	環境 津波	利用	◎ 現状の海岸環境を継承する。	現状の海岸環境を継承する。	—	背後に道路があるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に被害状況に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○昼食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.6

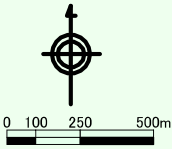
三陸北沿岸 No.6

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵害	防波	環境					
久慈市	水・市	久慈湾	指定済	舟波瀬海岸	砂浜海岸と崖海岸からなり、砂浜は海水浴場として利用、過去の山林火災を教訓に防災空地を整備。	(一)	(一)	津波	○	◎ □	現状の海岸環境の継承、漁港施設の利用に配慮する。	—	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
久慈市	港 県	久慈湾	○	久慈港海岸 (河口)	津波からの生命・財産防護、港内静穏度向上による安全な岸壁背後、荒天時の選泊水域の確保のため、全長3800mの河口防波堤を直轄で整備中。	(一)	(一)	津波	●	● △ ◎	津波対策施設を整備して津波からの防護を確保する。 保守点検体制の実施や、適正な施設の維持管理を実施する。 海岸環境の保全に配慮する。	防波堤L=3800m	背後地蔵や湾全体の防護及び港の利用を推進するため、河口防波堤の整備促進を図る。	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
久慈市	水・市	久慈湾	○	小袖漁港海岸 (小袖)	点在する岩礁が好漁場を形成しており、ウニ採りの「北限の海女」で有名な「扇田」は兼海岸、港内に砂浜がある。	TP+12.00m (10.00m)	(一)	津波	●	● △ ◎ □	天端高T.P.+12.0mの胸壁を整備する。 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化)を整備する。 施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 砂浜環境の保全に配慮する。 漁港施設の利用に配慮する。	防波堤L=264m 水門1基 陸間1基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を維持するためには重要な施設、職員等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応： ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 利用対応： ◎ 環境対応： ○

海岸保全施設の整備方針図



海岸防災林施設(麦生地区)

久
慈
湾

久慈港海岸(湾口)
(指定済)

舟渡漁港海岸

小袖漁港海岸(小袖)
(指定済)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.7

三陸北沿岸 No.7

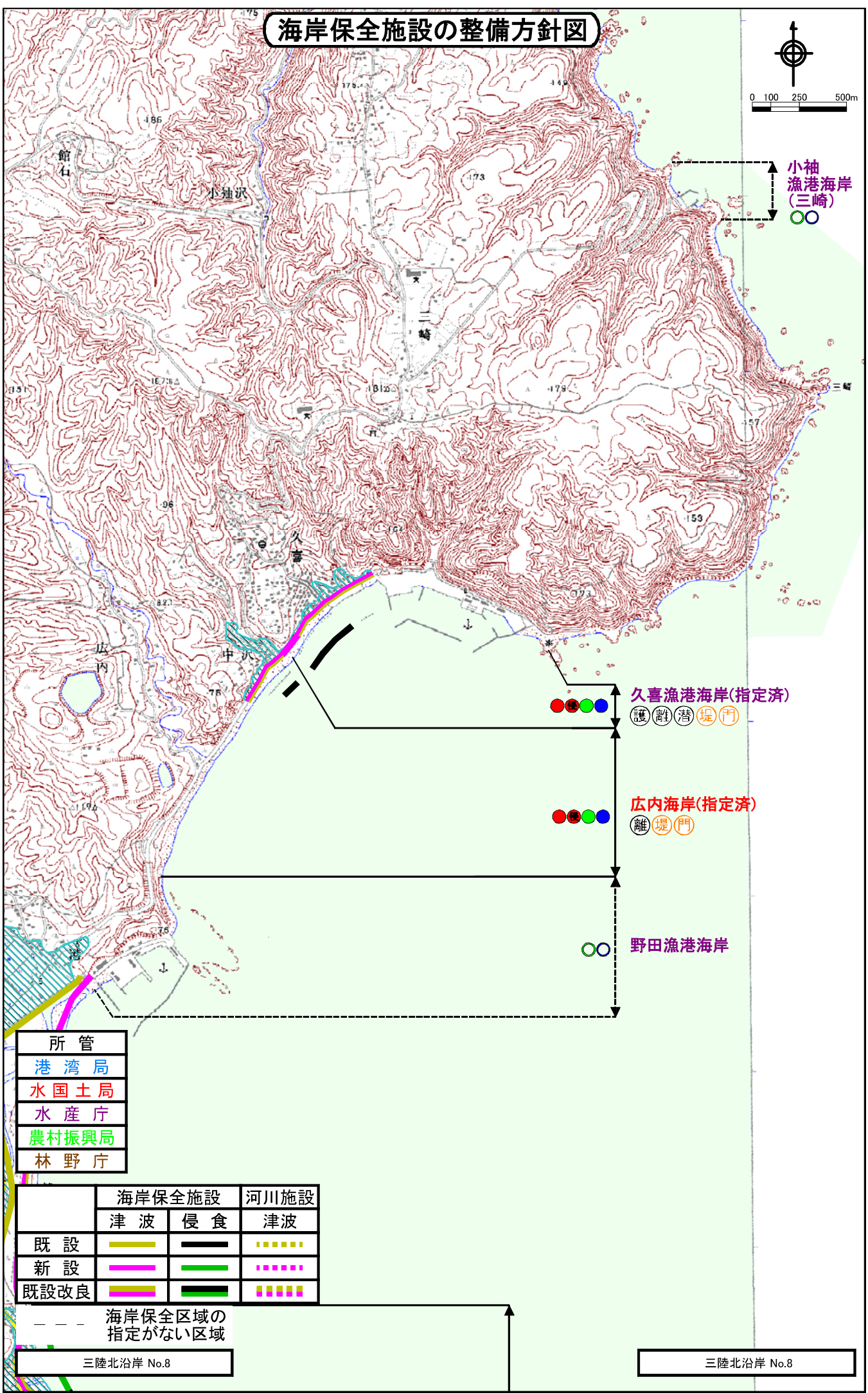
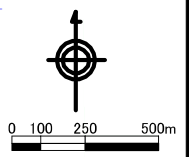
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	浸食	防波	津波	浸食	防波					
久慈市	水・市	久慈湾	要指定	小湊漁港海岸 (三崎)	産海岸に立地する小湊で、刺網漁や貝類漁業が主体。集落は離れた高台に立地。	計画天端高 (現況天端高) (一)	計画天端高 (現況天端高) (一)	津波	津波	環境	利用	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
久慈市	水・県	野田湾	○	久喜漁港海岸	重層は山地が接し、西側に集落が密集。港内には砂浜が多い。	TP+14.00m (12.00m)	TP+14.00m (12.00m)	津波	津波	環境	利用	天端高T.P.+14.00mの堤防を整備する。水門(自動化)、陸間(遠隔化)を設備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	砂浜の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて、砂浜の補充や防波・保全部の整備を行う。砂浜の維持管理を徹底して、施設の安全を確保する。砂浜敷地の利用に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
野田村	河・県	野田湾	○	広内海岸	砂浜海岸で、背後には県道が走る。砂浜はコンクリートの平場として利用されている。	TP+14.00m (12.00m)	TP+14.00m (12.00m)	津波	津波	環境	利用	津波高をT.P.+14.00mとした堤防を整備する。	環境及び生態系に配慮して計画・施工する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を維持するため必要に応じて、砂浜の補充や防波・保全部の整備を行う。必要に応じて、砂浜の補充や防波・保全部の整備を行う。必要に応じて、砂浜の補充や防波・保全部の整備を行う。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
野田村	水・県	野田湾		野田漁港海岸	産海岸に立地する漁港で、定置網、ワカメ漁等が主体。南側には宇都川河口があり砂浜が広がる。集落は離れた所にある。	TP+14.00m (12.00m)	TP+14.00m (12.00m)	津波	津波	環境	利用	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 利用対応：◎

海岸保全施設の整備方針図



小袖漁港海岸
(三崎)

久喜漁港海岸(指定済)
護 耐 潜 堤 門

広内海岸(指定済)
離 堤 門

野田漁港海岸

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——
新設	——	——
既設改良	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.8

三陸北沿岸 No.8

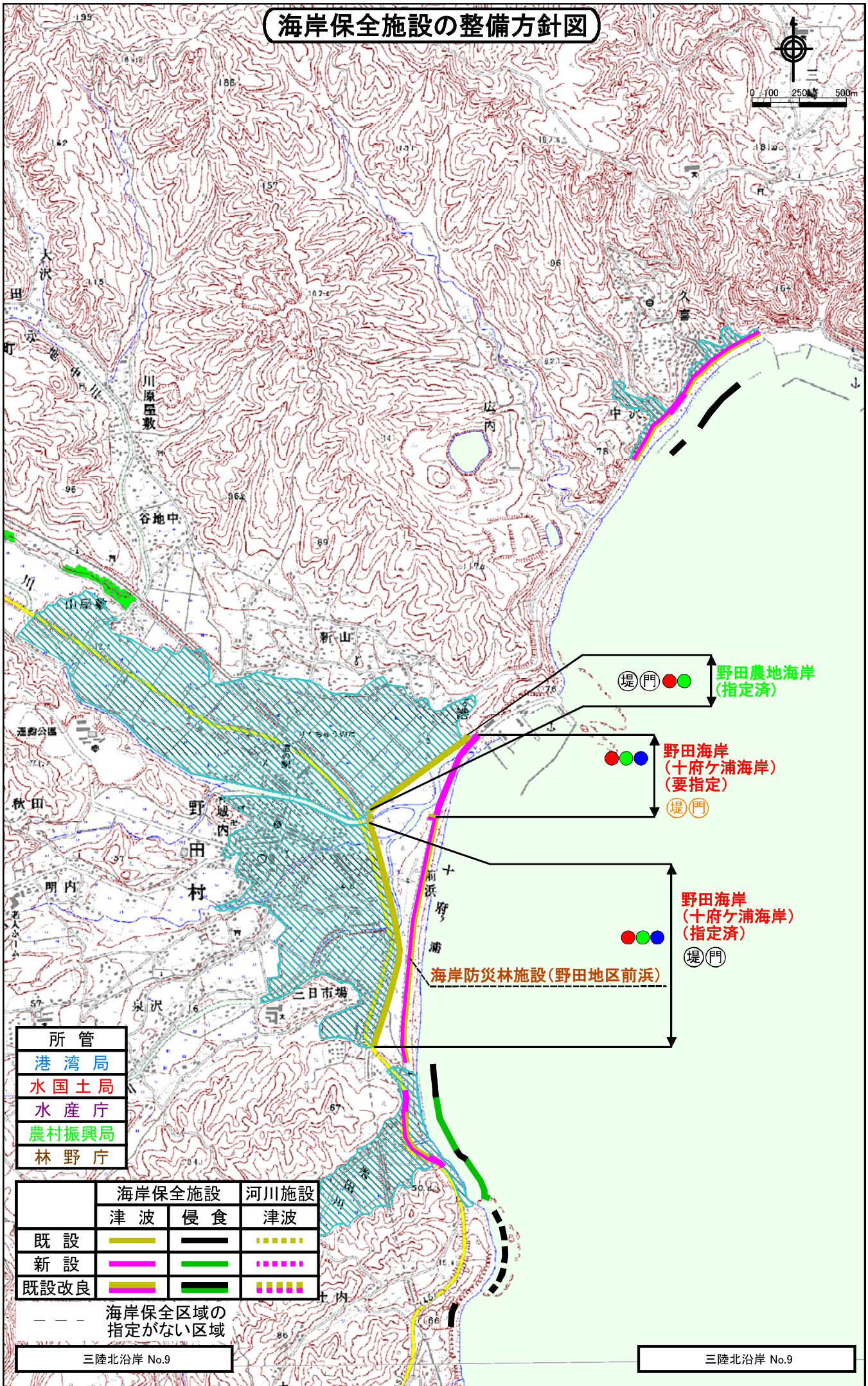
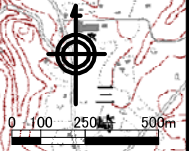
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	防波	環境	利用					
野田村	農・県	野田湾	○	野田農地海岸	手取川の河口に位置し、町域は砂浜海岸で背後は農地。前面には、水国土局所領の野田海岸が位置する。	計画天端高 (現況天端高) T.P.+12.00m (12.00m)	侵食 計画天端高 (現況天端高) (一)	津波 ●	環境 ●	利用 ○	△ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。	堤防L=672m 水門1門 陸門1門	選糞路・選糞場所、選糞経路対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生時の臨時点検及び6年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を維持するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、作業前等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
野田村	河・県	野田湾	○	野田海岸 (十府ヶ浦海岸)	県内最大級の砂浜海岸(十府ヶ浦)がある。また、海岸敷の場としてよく利用される。波は高い。	北側:T.P.+14.00m (一) 南側:T.P.+7.80m (7.80m)	侵食 (一)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	(北側)天端高をT.P.+14.00mとした堤防を整備する。(南側)施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=900m 水門1基 陸門2基	希少植物等の生態系への配慮	日常巡視、台風や地震等の発生時の臨時点検及び6年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が増える海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。修繕を要している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、作業前等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
野田村	林・県	野田湾		野田地区 (前浜)	堤防前には砂浜海岸(十府ヶ浦)がある。堤防背後の潮害防護保安林と併せて野田村市街地等を潮の害から保全している。	T.P.+14.00m (10.30m、一部12.00m)	侵食 (一)	津波 ●	環境 ○	利用 ○	天端高をT.P.+14.00mとした堤防を整備する。	堤防L=1,339m	選糞路・選糞場所、選糞経路対策へのソフト面の充実を図る。砂浜の保全に努める。	日常巡視、台風や地震等の発生時の臨時点検及び6年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。修繕を要している海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



野田農地海岸 (指定済)

野田海岸 (十府ヶ浦海岸) (要指定)

野田海岸 (十府ヶ浦海岸) (指定済)

海岸防災林施設 (野田地区前浜)

- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

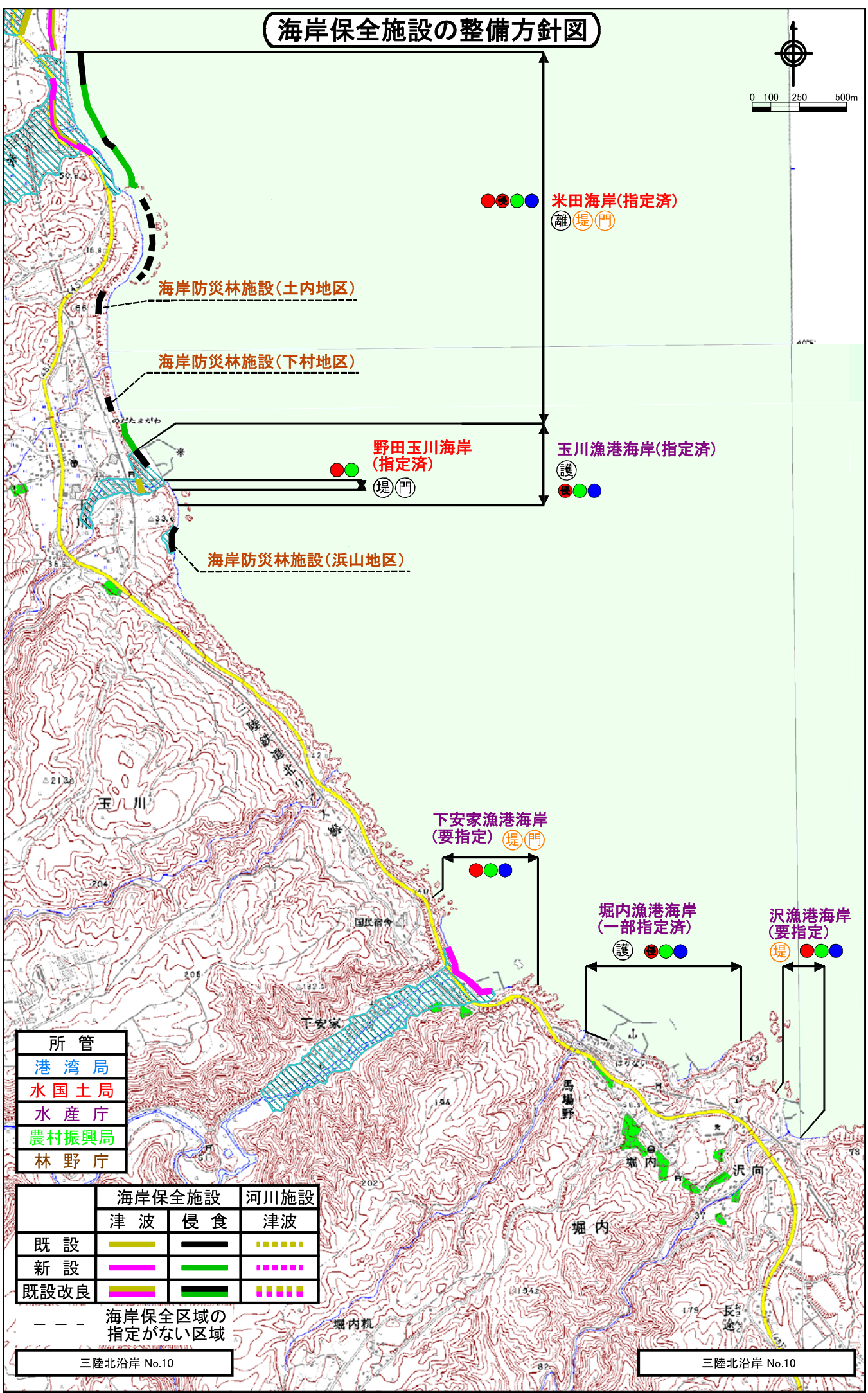
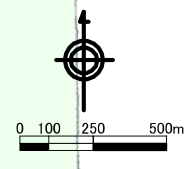
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地名、町名や一般的な名称)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸に特に必要な観点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定区域	重要指定区域			津波	侵食	防波	環境					
野田村	河・県	野田湾	○		米田海岸	砂浜海岸と崖海岸から成り、砂浜は「砂まつり」祭典や海水浴場などに利用される。南側で侵食が進む。	計画天端高 (堤防天端高) TP+14.00m (12.00m)	計画天端高 (堤防天端高) (-)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	天端高をTP+14.00mとした堤防を整備する。	希少植物等の生態系に配慮する	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。侵食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検の際には、特に砂浜の変化に留意する。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検の際には、特に利用者の安全に留意する。施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
野田村	林・県	野田湾			土内地区	崖海岸の侵食を防止し、県土の保全を図っている。	(-)	TP+5.90m (5.90m)	津波 ○	環境 ○	利用 ○	施設の高さを維持・確保する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。侵食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検の際には、特に砂浜の変化に留意する。	
野田村	林・県	野田湾			下村地区	崖海岸の侵食を防止し、県土の保全を図っている。	(-)	TP+5.90m (5.90m)	津波 ○	環境 ○	利用 ○	施設の高さを維持・確保する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。侵食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検の際には、特に砂浜の変化に留意する。	
野田村	水・村	野田湾	○		玉川漁港海岸	崖海岸の中の玉川河口に北地する漁港で、定置網、ワカメ漁等が主体。集落は背後の丘陵地に立地。	(-)	TP+5.80m (5.80m)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	天端高TP+5.80mの護岸を整備を行う。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	漁獲の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。海苔及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
野田村	河・県	野田湾	○		野田玉川海岸	玉川漁港の背後に位置し、玉川に水門が設置されている。背後は農地や民家。	(-)	TP+12.00m (12.00m)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	施設の高さを維持・確保する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。海苔及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
野田村	林・県	野田湾			浜山地区	崖海岸の侵食を防止し、県土の保全を図っている。	(-)	TP+5.20m (5.20m)	津波 ○	環境 ○	利用 ○	施設の高さを維持・確保する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
野田村	水・村	野田湾	○		下安奈漁港海岸	崖海岸の中の安奈川の河口に位置している。定置網、ワカメ漁等が主体。河口部にサケ、マスふ化場がある。	(-)	TP+14.00m (-)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	天端高をTP+14.00mの堤防を整備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	漁獲の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
善代村	水・県	野田湾	○		堀内漁港海岸	崖海岸の中に立地する漁港で、海内は岩礁帯。集落は大部分が崖台に立地。	(-)	TP+9.30m (9.30m)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	天端高TP+9.30mの護岸を整備を行う。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	漁獲の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。侵食を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検の際には、特に砂浜の変化に留意する。	
善代村	水・村	野田湾	○		沢海岸	沢川の河口に位置し、ワカメ、コンブ漁が主体。崖台は崖海岸となっており、集落は高台に立地。	(-)	TP+15.00m (-)	津波 ●	環境 ●	利用 ●	天端高TP+15.00mの堤防を整備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	漁獲の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防衛対応： 環境対応： 利用対応： 〇印がないものは「要指定」に〇印がないもの：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図



●●●●● 米田海岸(指定済)
 (離堤門)

海岸防災林施設(土内地区)

海岸防災林施設(下村地区)

●● 野田玉川海岸
 (指定済)
 (堤門)

●●●●● 玉川漁港海岸(指定済)
 (護)

海岸防災林施設(浜山地区)

●●●●● 下安家漁港海岸
 (要指定)
 (堤門)

●●●●● 堀内漁港海岸
 (一部指定済)
 (護)

●●●●● 沢漁港海岸
 (要指定)
 (堤門)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.10

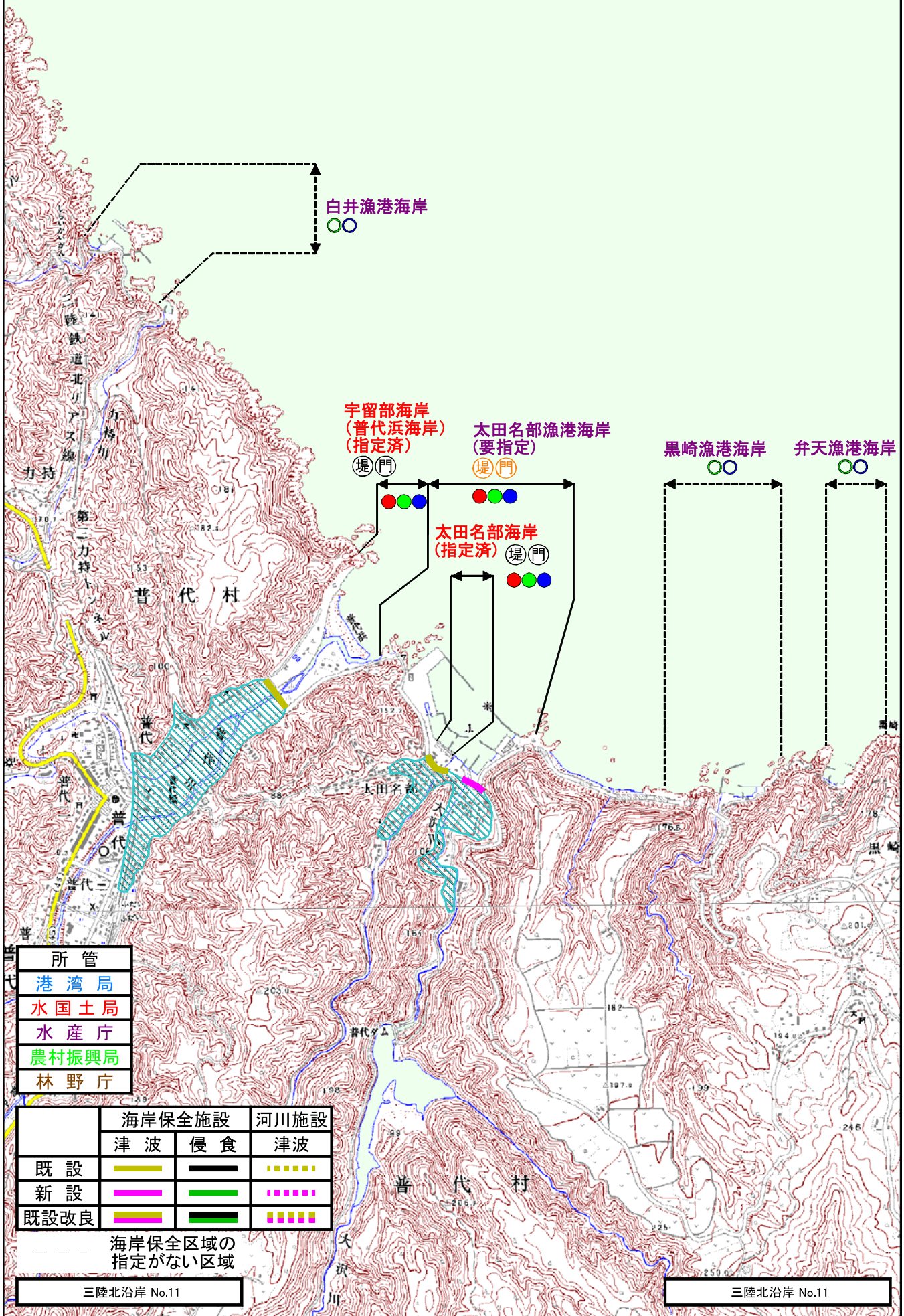
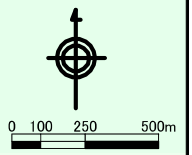
三陸北沿岸 No.10

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	防波	環境	優食	津波					
普代村	水・村			白井漁港海岸	蘆海岸の中の小入江を利用しての海浜で、付近一帯に男性的な海岸線を帯びている。集落は離れた高台に立地。	(一)	(一)	(一)	○	○	○	○			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
普代村	河・県			宇野新海岸(普代浜海岸)	普代川の河口に位置し、前浜(普代浜)は砂浜、両岸は崖海岸となっている。海水浴やキャンプに利用され、日砂と赤土が美しい。	TP+15.50m (15.50m)	(一)	●	●	●	●	●	●	●	●	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。当面は、遊歩道、安全確保施設などのソフト面の充実により対応する。
普代村	水・県			太田名部漁港海岸	蘆海岸の中に立地する漁港で、定置網、ワカメ漁等が中心。	TP+15.50m (一)	(一)	●	●	●	●	●	●	●	●	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
普代村	河・県			太田名部海岸	太田名部漁港の背後に位置。	TP+15.50m (15.50m)	(一)	●	●	●	●	●	●	●	●	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。
普代村	水・村			黒崎漁港海岸	蘆海岸の中の小港で、ワカメ、コンブ漁等が中心。付近一帯は海岸段丘が連なる景勝地。集落は離れた場所に立地。	(一)	(一)	○	○	○	○	○	○	○	○	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
普代村	水・村			弁次漁港海岸	山間部に開けた小港で、ワカメ漁等が主体。景観がよく、キャンプ場が整備されている。集落は離れた場所に立地。	(一)	(一)	○	○	○	○	○	○	○	○	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○長食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



宇留部海岸
(普代浜海岸)
(指定済)
堤(門)

太田名部漁港海岸
(要指定)
堤(門)

太田名部海岸
(指定済)
堤(門)

黒崎漁港海岸
堤(門)

弁天漁港海岸
堤(門)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.11

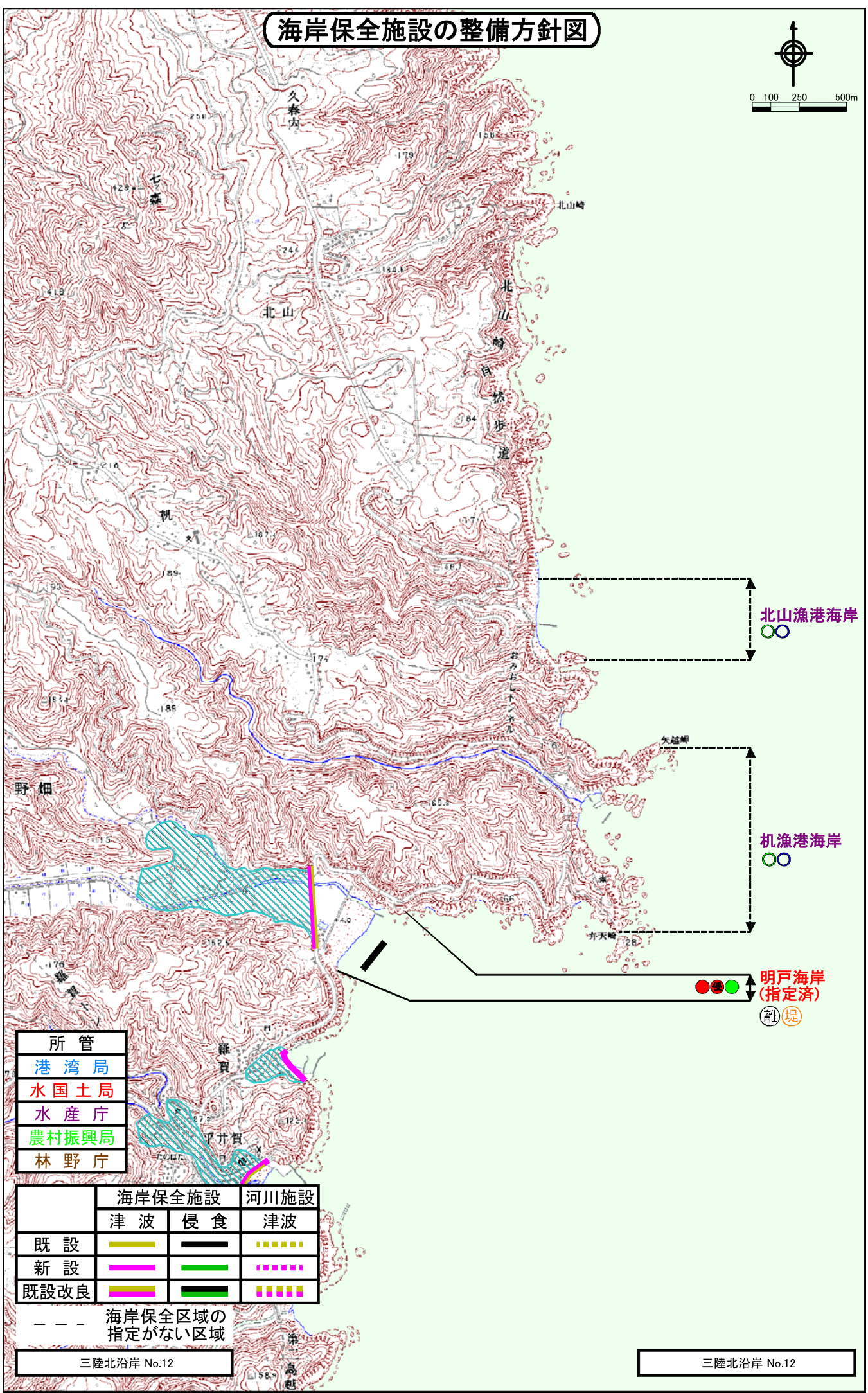
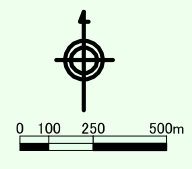
三陸北沿岸 No.11

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	指定済			津波	侵食	防波	優食	環境	利用					
田野畑村	水・村				北山漁港海岸	産漁港の中に立地するが、前浜は砂浜となっており、付近一帯は防波堤の景観地である。コンブ漁等が中心。	計画天端高(現況天端高) (一)	計画天端高(堤防天端高) (一)					◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
田野畑村	水・村				机漁港海岸	山間地に開けた小港で、周囲は海海から成るが砂浜もある。集落は離れた所に立地。	計画天端高(現況天端高) (一)	計画天端高(堤防天端高) (一)					◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
田野畑村	河・県		○		明戸海岸	明戸川の河口に位置する砂浜海岸で、周囲は漁港となっており、周囲は海食差が発達し景観は良好。	TP+12.00m(9.00m)	TP+12.00m(9.00m)		● ○ △ ◎	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施する。 保守点検体制の充実に、防護・保全施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 砂浜養護の保全に配慮する。	堤防L=346m 人工リーフ2基(L=276m)	サケの稚魚放流時期の濁水流出防止や希少種動物の繁殖等、環境及び生態系に配慮して計画・施工する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 健全な受け皿となる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の劣化に留意する。			

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



北山漁港海岸
○○

机漁港海岸
○○

明戸海岸
(指定済)
●●●●
○●

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.12

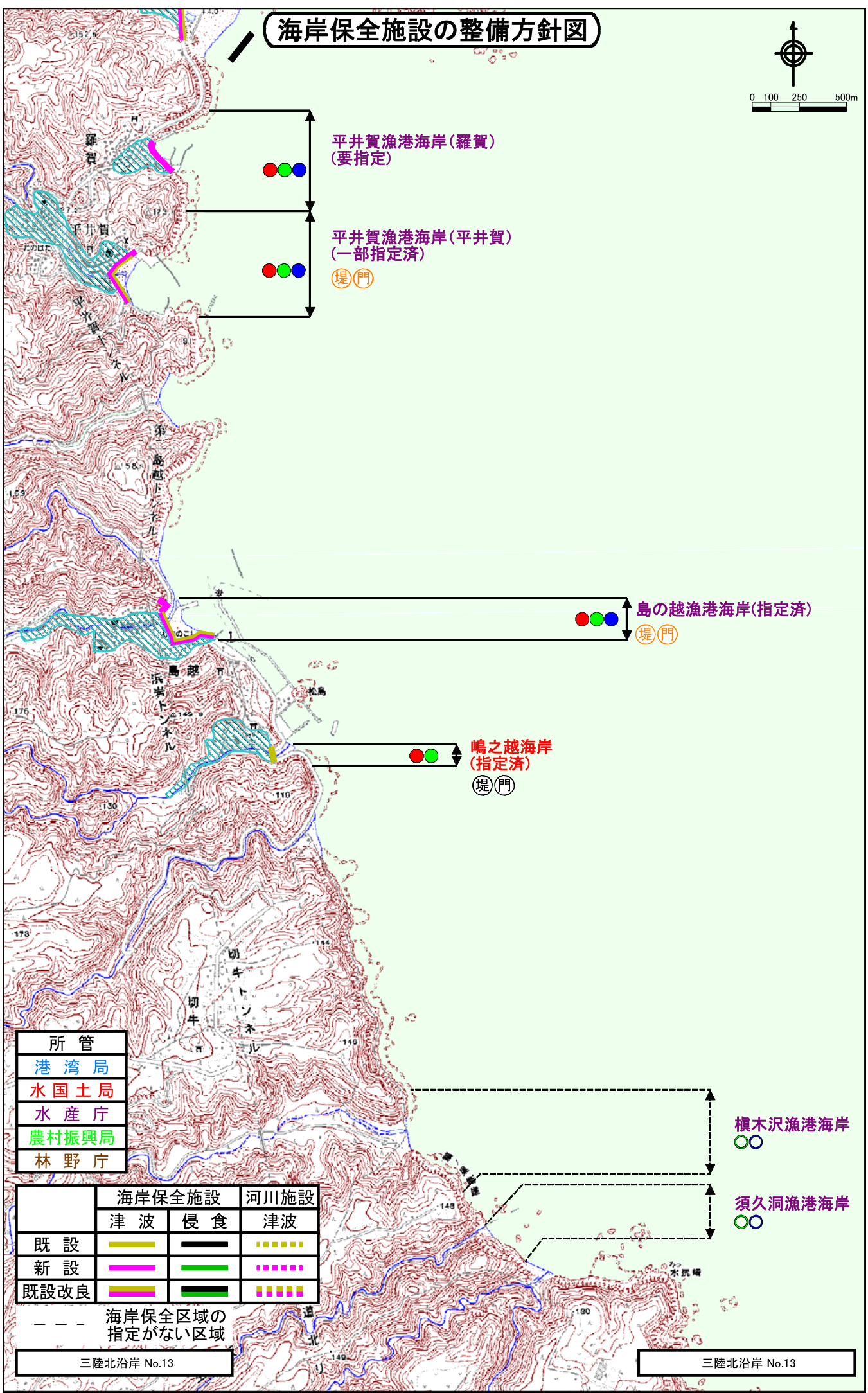
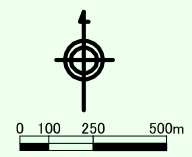
三陸北沿岸 No.12

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食 計画天端高 (現況天端高)	侵食 計画天端高 (現況天端高)	防護	環境	利用					
田野畑村	水・村		○	平井瀬漁港海岸 (羅賀)	産海産の小人江を利用した漁業で、背後には牧場が密集。砂浜もあり、観光地となっていて観光客も多い。	(一)	(一)	津波 ●	●	●	必要な施設を検討して、その整備を実施する。	漁港施設の利用に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。			
田野畑村	水・村		○	平井瀬漁港海岸 (平井瀬)	平井瀬川の河口に位置し、周囲は産海産となつているが、港内には砂浜もあり海水浴場となっている。	TP+14.30m (7.30m)	(一)	津波 ●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 砂浜養護の安全に努める。 □ 利用者の快適性を高めるため、海浜の保全に努める。	天端高T.P.+14.3mの堤防を整備する。 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	砂浜の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。		
田野畑村	水・県		○	島の越漁港海岸	周囲は産海産であるが、砂浜は海水浴に利用される。観光地は密集地。観光船が就航。	TP+14.30m (7.30m)	(一)	津波 ●	●	●	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 △ 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 砂浜養護の安全に努める。 □ 利用者の快適性を高めるため、海浜の保全に努める。	天端高T.P.+14.3mの堤防を整備する。 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	砂浜の安全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。		
田野畑村	河・県		○	嶋之越海岸	島の越漁港の南に位置し、背後は民家が密集。	TP+14.30m (14.30m)	(一)	津波 ●	●	●	保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。 ◎ 現状の海岸環境の継承する。	施設の健全度を維持・確保する。	水門・陸間については、島の越漁港海岸と連携した集中管理を図る。	日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
田野畑村	水・村			横木沢漁港海岸	横木沢の河口に位置し、ワカメ、コンブ漁等が主体。周囲は産海産であるが前浜は砂利浜となっている。	(一)	(一)	津波 ○	○	○	現状の海岸環境の継承する。 漁港施設の利用に配慮する。			日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
岩泉町	水・町			須久洞漁港海岸	断崖の隙間の天然の砂浜を利用した漁業で、集落は離れた場所に立地。車の入るアクセス道路はない。	(一)	(一)	津波 ○	○	○	現状の海岸環境の継承する。 漁港施設の利用に配慮する。			日暮巡視 台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防衛対応：●津波対策、○昼食などの海岸保全対策、△保守点検等
 海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



平井賀漁港海岸(羅賀)
(要指定)



平井賀漁港海岸(平井賀)
(一部指定済)



島の越漁港海岸(指定済)



嶋之越海岸
(指定済)



槇木沢漁港海岸



須久洞漁港海岸



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	黄線	黒線	黄点線
新設	紫線	緑線	紫点線
既設改良	黄紫線	黒緑線	黄紫点線

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.13

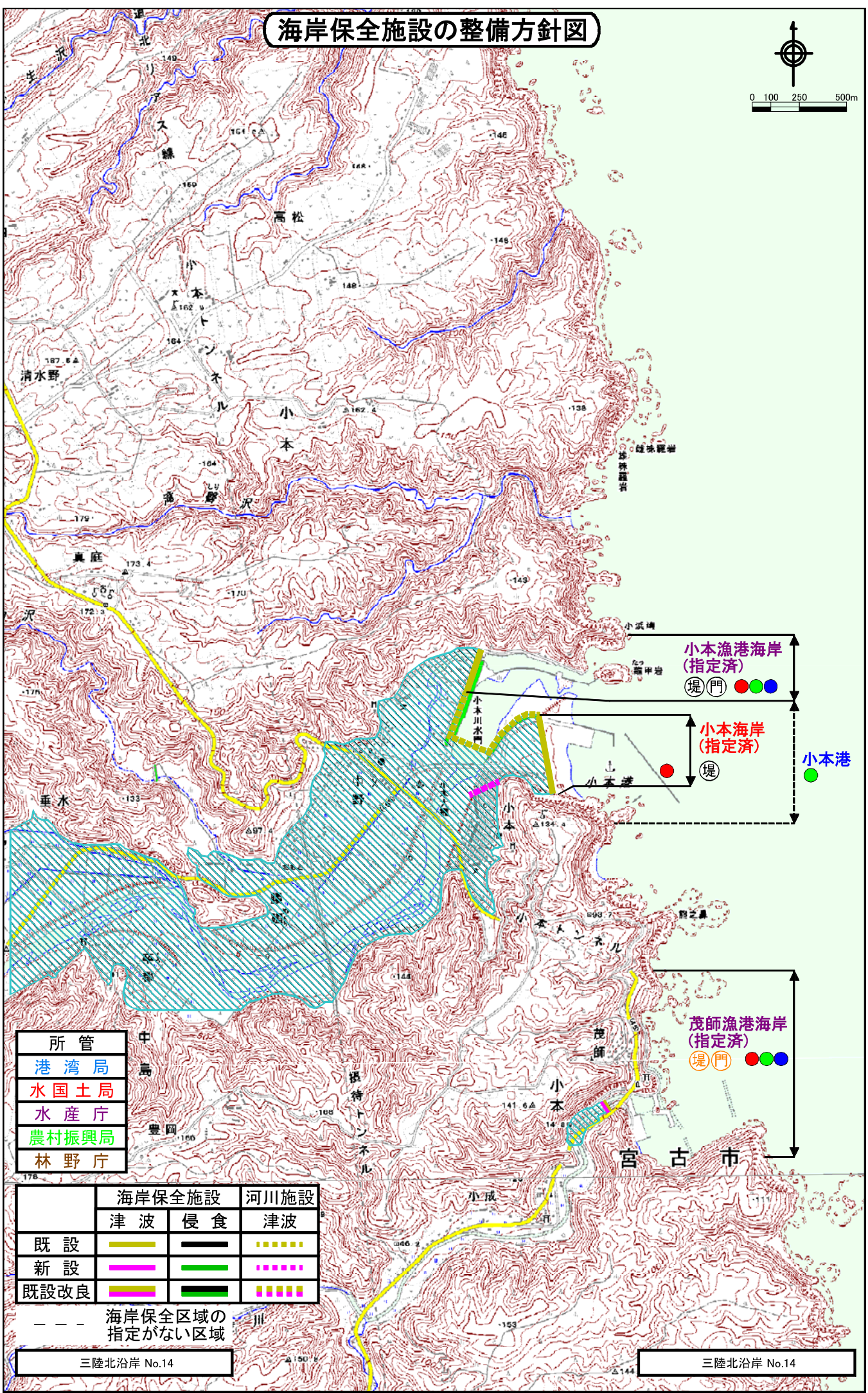
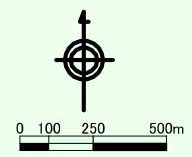
三陸北沿岸 No.13

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	指定済			津波	侵害	防波	優食	環境	利用					
岩泉町	水・町			○	小本漁港海岸	県内では珍しい川を利用した河川港である。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	津波	優食	環境	利用	天端高T.P.+12.69mの堤防を整備する。 水門(遠隔化)・陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=500m 水門1基 陸間2基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。
岩泉町	河・県			○	小本海岸	小本川の河口に位置する砂浜海岸。背後には民家が立地。前浜は港湾区域となっている。	TP+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)	TP+12.69m (沈下後高さ) (12.69m)						施設の健全度を維持・確保する。	堤防L=400m		日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
岩泉町	港・県				小本港	小本川の河口に位置し、現在は砂浜海岸となっているが、潮流機能消失のための防波堤・堤防整備等により砂浜は無くなる。	(一)	(一)				●	●	—			—
岩泉町	水・県			○	茂師漁港海岸	蘆海岸の入江を利用した漁港で、集港は高台に立地。茂師竜の化石産地であり、景勝地。	TP+16.00m (10.30m)	天端高T.P.+16.00mの堤防を整備する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の健全性を確保する。 砂浜・漁港施設の利用に配慮する。	天端高T.P.+16.00mの堤防を整備する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。		●	●	堤防L=65m 水門1基	磯浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.14

三陸北沿岸 No.14

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定	指定済			津波	侵害	防波	優食	環境					
宮古市	水・市				小堀内漁港海岸 (狹待)	狭待川の河口に位置する漁港で、河口部に石浜があるが、周囲は崖海岸となっており、集落は漁港から離れた所に立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	優食	防波	環境	利用			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	河・県			○	狭待海岸	小堀内漁港の背後に位置し、砂浜と崖の景観がよい。サケが遡上する。	計画天端高 (13.70m)	計画天端高 (14.70m)	津波	優食	防波	環境	利用	サケの遡河川であり、環境及び生態系に配慮して計画・施工する。		日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規程を定め、定期的な点検・整備を行う。
宮古市	水・市				小堀内漁港海岸 (水沢)	天然の入江を利用した漁港で、ワカメ、コンブ漁が中心。周囲は崖海岸となっており、集落は漁港から離れた所に立地。	計画天端高 (一)	計画天端高 (一)	津波	優食	防波	環境	利用			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市				小堀内漁港海岸 (小堀内)	天然の入江を利用した漁港で、ワカメ、コンブ漁が中心、周囲は崖海岸となっており、集落は漁港から離れた所に立地。	計画天端高 (一)	計画天端高 (一)	津波	優食	防波	環境	利用			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市				青野滝漁港海岸	青野滝川の河口に位置する港で、ワカメ、コンブ漁が主体。崖海岸と砂浜海岸から成る。集落は離れた高台に立地。	計画天端高 (一)	計画天端高 (一)	津波	優食	防波	環境	利用			日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対応：●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等

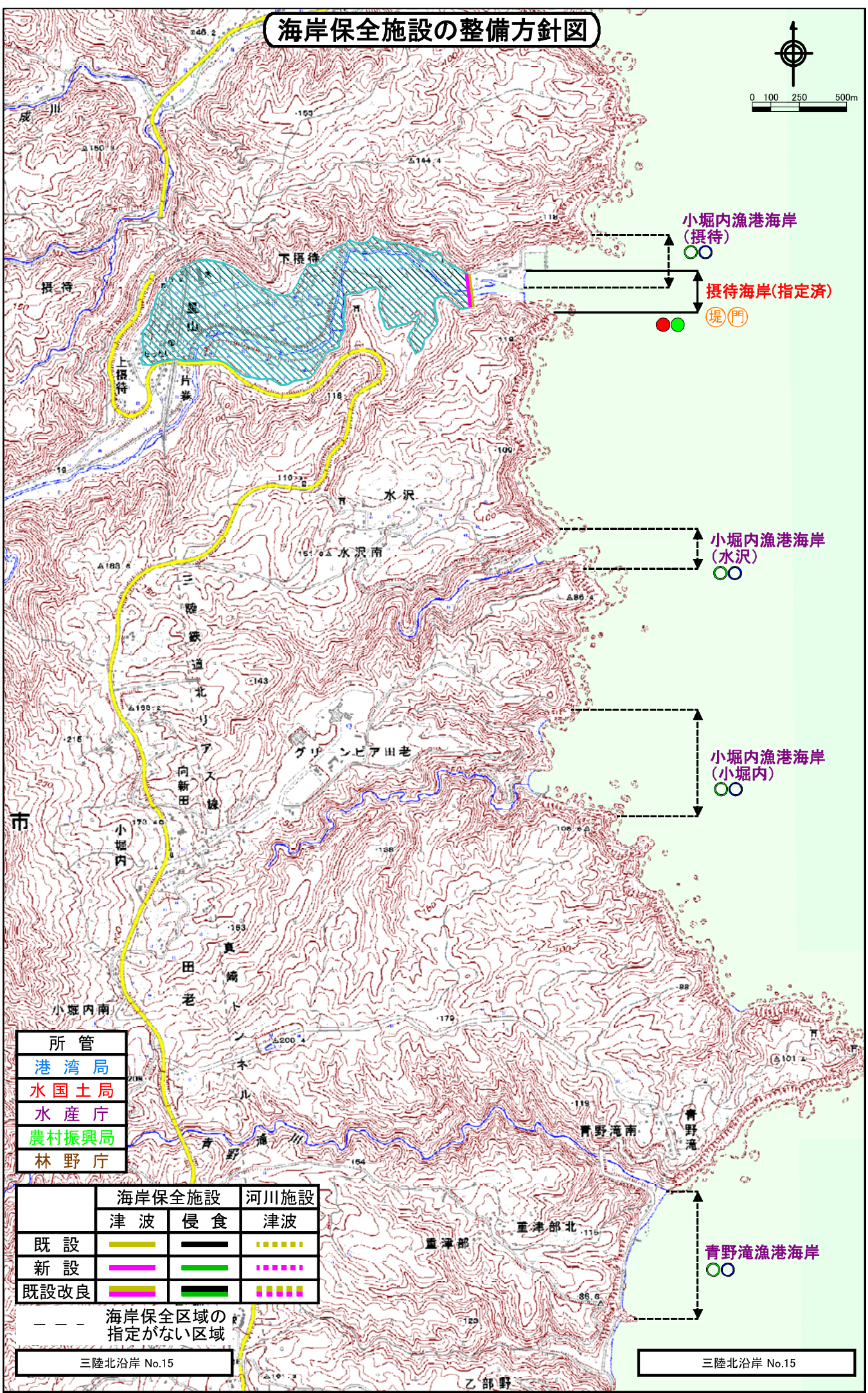
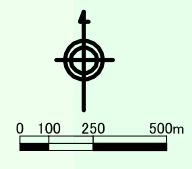
海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは「要指定」に○印がないもの：一般公共海岸など

防波対応：●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎

利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.15

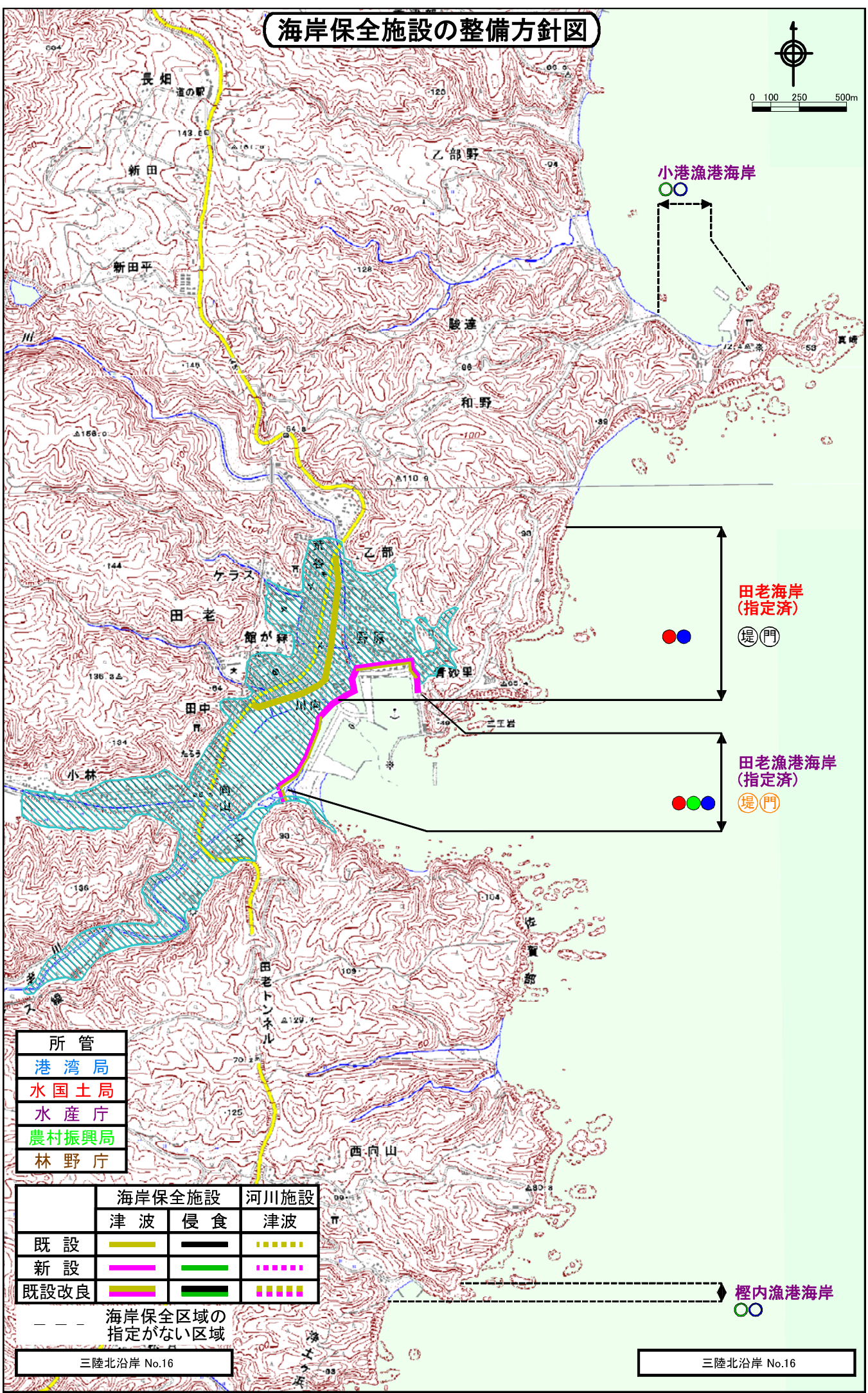
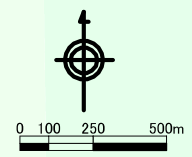
三陸北沿岸 No.15

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵害	防波	津波	優食					
宮古市	水・市			小湊港海岸	半島先端部の崖海岸に位置するが、砂浜もあり海水浴等に利用される。ワカメ、コンブ海が主体。集落は離れたところに立地。	計画天端高(現況天端高) (一)	計画天端高(現況天端高) (一)				◎ □	現状の海岸環境の継承。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
宮古市	河・県			田老海岸	田老海岸の背後に位置し、背後には国道や人家等あり。	TP+10.00m (10.00m)					△ □	保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の漁業関連施設の利用に配慮する。	施設の健全度を維持・確保する。選別ルートの改善・向上を図る。	防災計画に配慮した選別ルート確保	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するためには必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。
宮古市	水・県			田老漁港海岸	サケの遡上する田代川の河口に立地する島式漁港。背後は宮崎野集地。田老町中心港。田代川河口右岸側の侵食が進んでいる。	TP+14.70m (10.00m)					● △ ◎ □	津波対策施設を整備して津波への防護を確保する。保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安全を確保する。砂浜の健全度を継承する。選別ルートの改善・向上を図る。	天端高T.P.+14.70mの選別水門を整備する。水門(選別化)、陸間(選別化)を整備する。現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	砂浜の健全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するためには必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に依り、定期的な点検・整備を行う。
宮古市	水・市			壺内漁港海岸	海岸の中の小入江を利用した小港で、ワカメ、コンブ漁等が中心。	計画天端高(現況天端高) (一)					◎ □	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	現状の海岸環境を継承する。漁港施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○慢食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環食対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



小港漁港海岸



田老海岸
(指定済)



田老漁港海岸
(指定済)



梶内漁港海岸



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.16

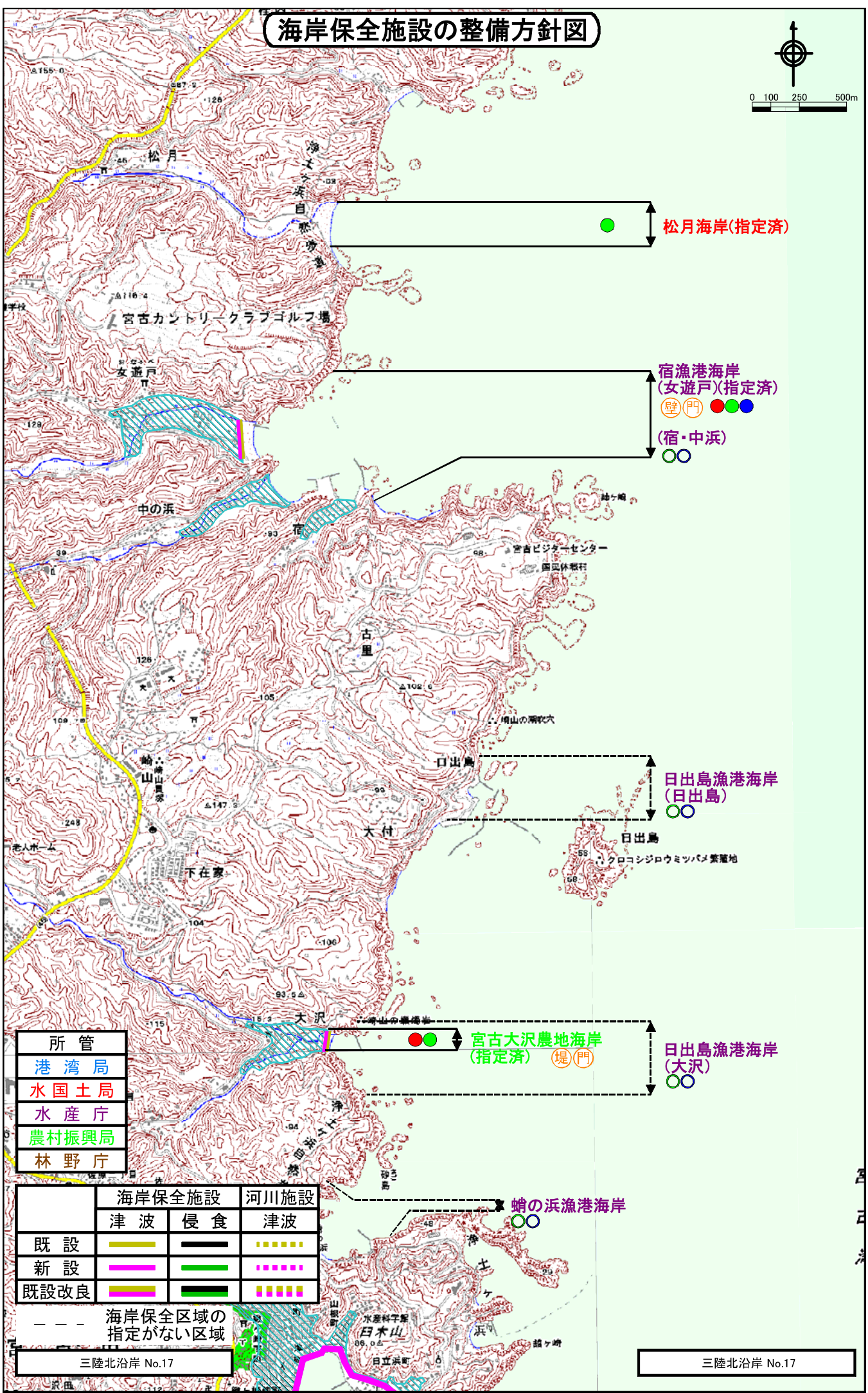
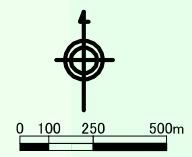
三陸北沿岸 No.16

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	防波	環境	利用					
宮古市	河・県		○	松月海岸	前浜は砂浜、周囲は崖海岸で風光明媚、地元の漁師が漁業を営んでいる。海水浴客が多い。	(一) (自然海岸)	(一)		●	◎	現状の海岸環境の継承。			日常巡視や臨時点検に際しては、覆砂機稼働行為が行なわれしていないかに留意する。	
宮古市	水・市		○	宿漁港海岸 (女遊戸)	崖海岸の中に立地する漁港で、港内は砂浜海岸となっている。海水浴客が多い。	計画天端高 (現況天端高) TP+14.70m (11.00m)	(一)	●	△	◎	津波対策施設を整備して津波への防波を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施して、施設の安定を確保する。 砂浜敷設の保全に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	眺望L=218m 水門1基 陸門1基	-	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
宮古市	水・市			宿漁港海岸 (旭・中浜)	崖海岸の中に立地する漁港で、ワカメ、コンブ漁が主体。	(一)	(一)		○	◎	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
宮古市	水・市			日出島漁港海岸 (日出島)	周辺は岩礁帯であり、木や、ワカメ、アワビ、ウニが盛られる。近隣の日出島やローソク岩等は観光地として有名。	(一)	(一)	●	○	◎	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
宮古市	水・市			日出島漁港海岸 (大沢)	周辺は岩礁帯であり、木や、ワカメ、アワビ、ウニが盛られる。近隣の日出島やローソク岩等は観光地として有名。	(一)	(一)	●	○	◎	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
宮古市	農・県		○	宮古大浜農地海岸	日出島漁港の背後に位置し、前浜は磯や砂から成る。	計画天端高 (現況天端高) TP+14.70m (13.70m)	(一)	●	△	◎	津波対策施設を整備して津波への防波を確保する。 保守点検体制の充実や、防護・保安施設の維持管理を実施し、施設の安定を確保する。	堤防L=118m 水門1門 陸門1門	選糶所、選糶場所、選糶設備対策へのソフト面の充実により対応。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び施設を操作するための必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的な点検・整備を行う。	
宮古市	水・市			鯛の浜漁港海岸	浄土ヶ浜の裏側に位置し、崖海岸の中にある港となっている。港内にはほとんどまった砂浜海岸がある。	(一)	(一)	●	○	◎	現状の海岸環境の継承。 漁港施設の利用に配慮する。			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対策：●津波対策、○堰食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：○

海岸保全施設の整備方針図



松月海岸(指定済)

宿漁港海岸
(女遊戸)(指定済)
 (壁門) ●●●●
 (宿・中浜) ○○

日出島漁港海岸
(日出島)
○○

宮古大沢農地海岸
(指定済) ●● (堤門)

日出島漁港海岸
(大沢)
○○

蛸の浜漁港海岸
○○

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

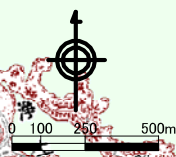
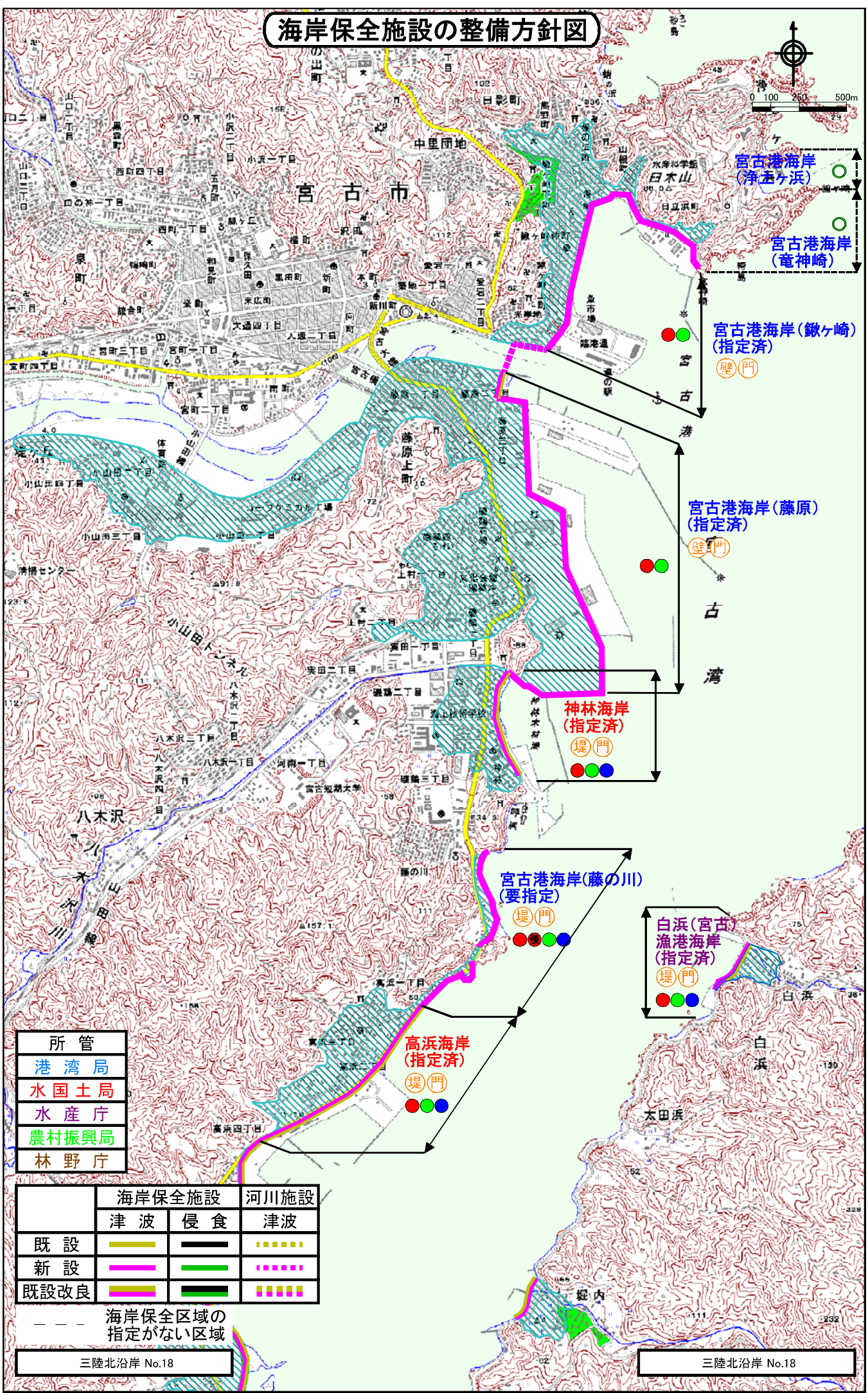
--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	港湾	海岸保全区域	海岸名 (地名・字名や一般的名称を併記)	1. 海岸の特性	2. 防波水準(堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高(現状天端高)	計画天端高(現状天端高)	防波	浸食	環境					
宮古市	港・県	宮古湾	○	宮古港海岸(沖ノ子)	観光地沖ノ子ヶ浜に隣接しており、観光地の整備も必要となっている。崖海岸と親海帯から成る。	(一)	(一)	◎	◎	◎	現状の海岸管理を継承する。潮位の増減、海辺への7ヶ所を改善・向上させる。	現状の海岸管理を継承する。	現状の海岸管理を継承する。			
宮古市	港・県	宮古湾		宮古港海岸(電神崎)	崖海岸からなり、背後は山林。保全対象はなし。	(一)	(一)	◎	◎	◎	現状の海岸管理を継承する。	現状の海岸管理を継承する。				
宮古市	港・県	宮古湾	○	宮古港海岸(柳ヶ崎)	閉伊川河口の左岸側に位置し、背後には遊歩道があり工場等も立地。	TP+10.40m (一)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=40m)の周辺の遊歩道を整備する。
宮古市	港・県	宮古湾	○	宮古港海岸(柳)	かつては前面が砂浜であったが、港湾填海の拡充により立地して、背後は工業用地や市街地。	TP+10.40m (8.50m)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所等のため遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。
宮古市	河・県	宮古湾	○	神林海岸	宮古港神林地区の背後に位置し、背後には国産木材工場等あり。	TP+10.40m (8.50m)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所等のため遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=123m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=123m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=123m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=123m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=123m)の周辺の遊歩道を整備する。
宮古市	港・県	宮古湾	○	宮古港海岸(藤の川)	宮古湾中央付近西側に位置し、砂浜海岸となっており、背後は遊歩道と海水浴場としての利用もある。	TP+10.40m (一)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所等のため遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=780m)の周辺の遊歩道を整備する。
宮古市	河・県	宮古湾	○	高浜海岸	宮古湾中央付近西側に位置し、背後には国産木材工場等あり。	TP+10.40m (8.50m)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所等のため遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=970m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=970m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=970m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=970m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=970m)の周辺の遊歩道を整備する。
宮古市	水・市	宮古湾	○	白浜(宮古)海岸	山間部に隣接した海岸で、ワカメ、コンブの養殖を行っている。背後の斜面に集落が密集。	TP+10.40m (8.00m)	(一)	●	●	●	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所等のため遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=280m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=280m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=280m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=280m)の周辺の遊歩道を整備する。	不測高をTP+10.40mとした防波堤を整備する。 海岸施設利用所(L=280m)の周辺の遊歩道を整備する。

農: 農村振興局 林: 林野庁 水: 水産庁 河: 国土局 港: 港湾局 防波対: ●津波対策、◎侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環境対: ◎ 利用対: ◎

海岸保全施設の整備方針図



宮古港海岸
(浄土ヶ浜)

宮古港海岸
(竜神崎)

宮古港海岸(鎌ヶ崎)
(指定済)

宮古港海岸(藤原)
(指定済)

神林海岸
(指定済)

宮古港海岸(藤の川)
(要指定)

白浜(宮古)
漁港海岸
(指定済)

高浜海岸
(指定済)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.18

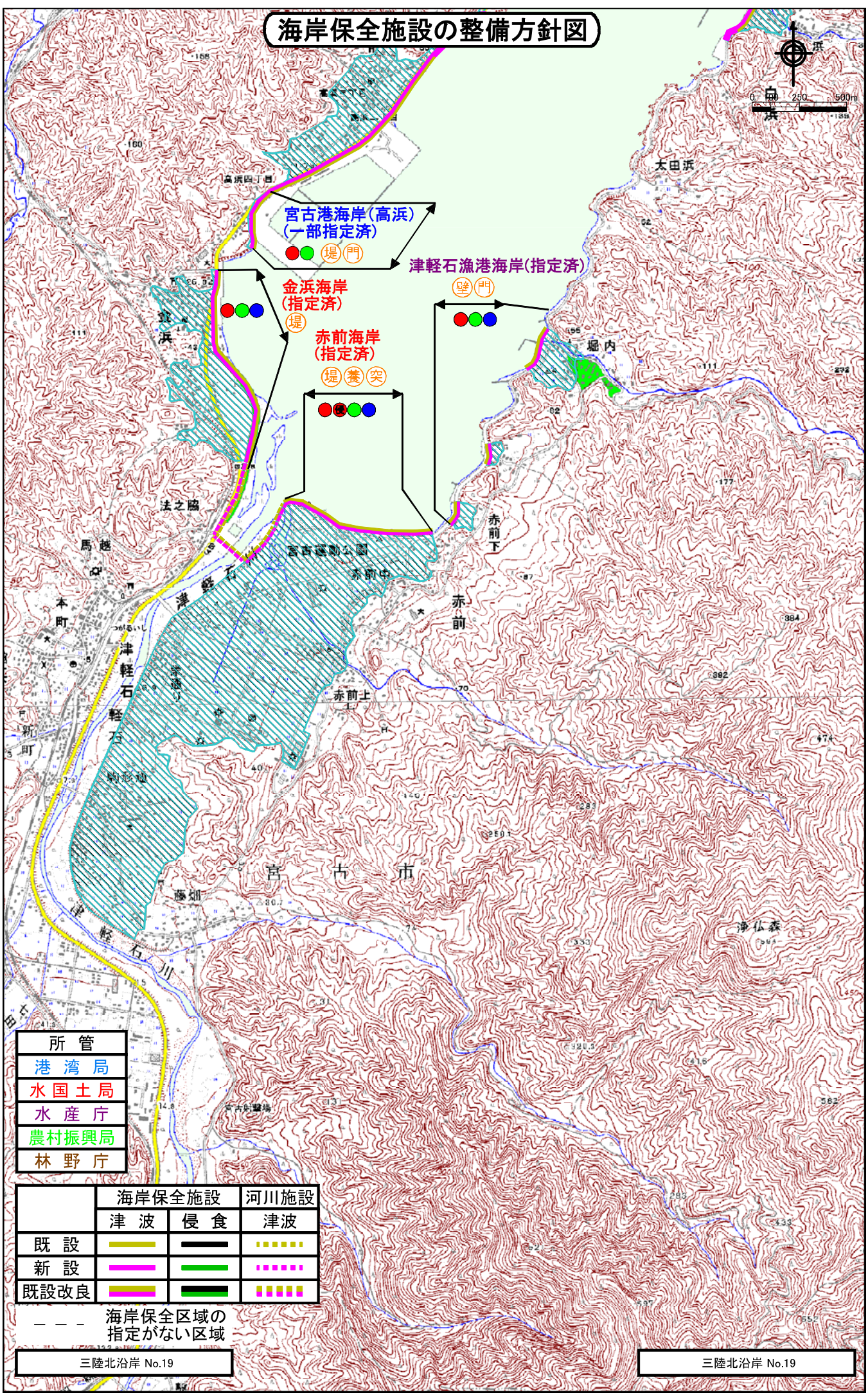
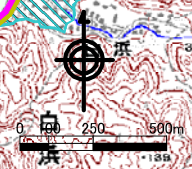
三陸北沿岸 No.18

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食	防護	優食	環境					
宮古市	港・県	宮古湾	○	宮古港海岸 (高浜)	かつては前面が砂浜であったが、港浜機械疏浚のため埋立。背後には国道や人家等あり。	計画天端高 (現況天端高) T.P.+10.40m (8.50m)	侵食 計画天端高 (現況天端高) (一)	津波 ●	優食 ○	環境 ●	利用 ○	天端高をT.P.+10.40mとした堤防を整備する。	港湾施設の利用に配慮する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
宮古市	河・県	宮古湾	○	金浜海岸	砂浜海岸で、背後には国道や人家等あり。	T.P.+10.40m (8.50m)	(一)	津波 ●	優食 ○	環境 ●	利用 ●	天端高をT.P.+10.40mとした堤防を整備する。	環境及び生態系に配慮して計画・施工する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
宮古市	河・県	宮古湾	○	赤前海岸	宮古湾の湾奥部に位置し、背後は運動場や宅地。侵食対策のために突堤整備済。	T.P.+10.40m (8.50m)	(一)	津波 ●	優食 ○	環境 ●	利用 ●	天端高をT.P.+10.40mとした堤防を整備する。	環境及び生態系に配慮して計画・施工する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	
宮古市	水・市	宮古湾	○	津軽石漁港海岸	宮古湾の湾奥部に位置し、静穏な湾内では力キ養殖が主体。背後は山地や耕地。	T.P.+10.40m (8.50m)	(一)	津波 ●	優食 ○	環境 ●	利用 ●	天端高T.P.+10.40mの胸壁を整備する。 水門(遠隔化)、陸間(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 砂浜景観の保全に努める。 漁港施設の利用に配慮する。	砂浜景観の保全に努める。 天端高をT.P.+10.40mとした堤防を整備する。	日常巡視・台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に使い、定期的な点検・整備を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○優食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



宮古港海岸(高浜)
(一部指定済)

金浜海岸
(指定済)

赤前海岸
(指定済)

津軽石漁港海岸(指定済)

- 所管
- 港湾局
 - 水国土局
 - 水産庁
 - 農村振興局
 - 林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

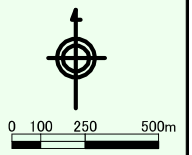
整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
			指定済	要指定			津波	侵食	防食	環境	利用					
宮古市	水・市	宮古湾			浦の沢漁港海岸	山間部の小港で、ワカメ、コンブ漁が主体。崖海岸から成る。集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	侵食	防食	環境	利用			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・市				仲組漁港海岸	山間部の小港で、ワカメ、コンブ漁が主体。崖海岸となっており集落は高台に立地。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	侵食	防食	環境	利用			日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
宮古市	水・県		○		晋部漁港海岸	山間部に開けた漁港で、ワカメ、コンブ養殖を主体に実施している。周囲は崖海岸で砂浜は少ない。	TP+10.00m (10.00m)	TP+10.00m (10.00m)	津波	侵食	防食	環境	利用	磯浜景観の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。		日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

利用対応：◎ 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



宮古湾

浦の沢漁港海岸



仲組漁港海岸



音部漁港海岸(指定済)



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設			
新設			
既設改良			

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.20

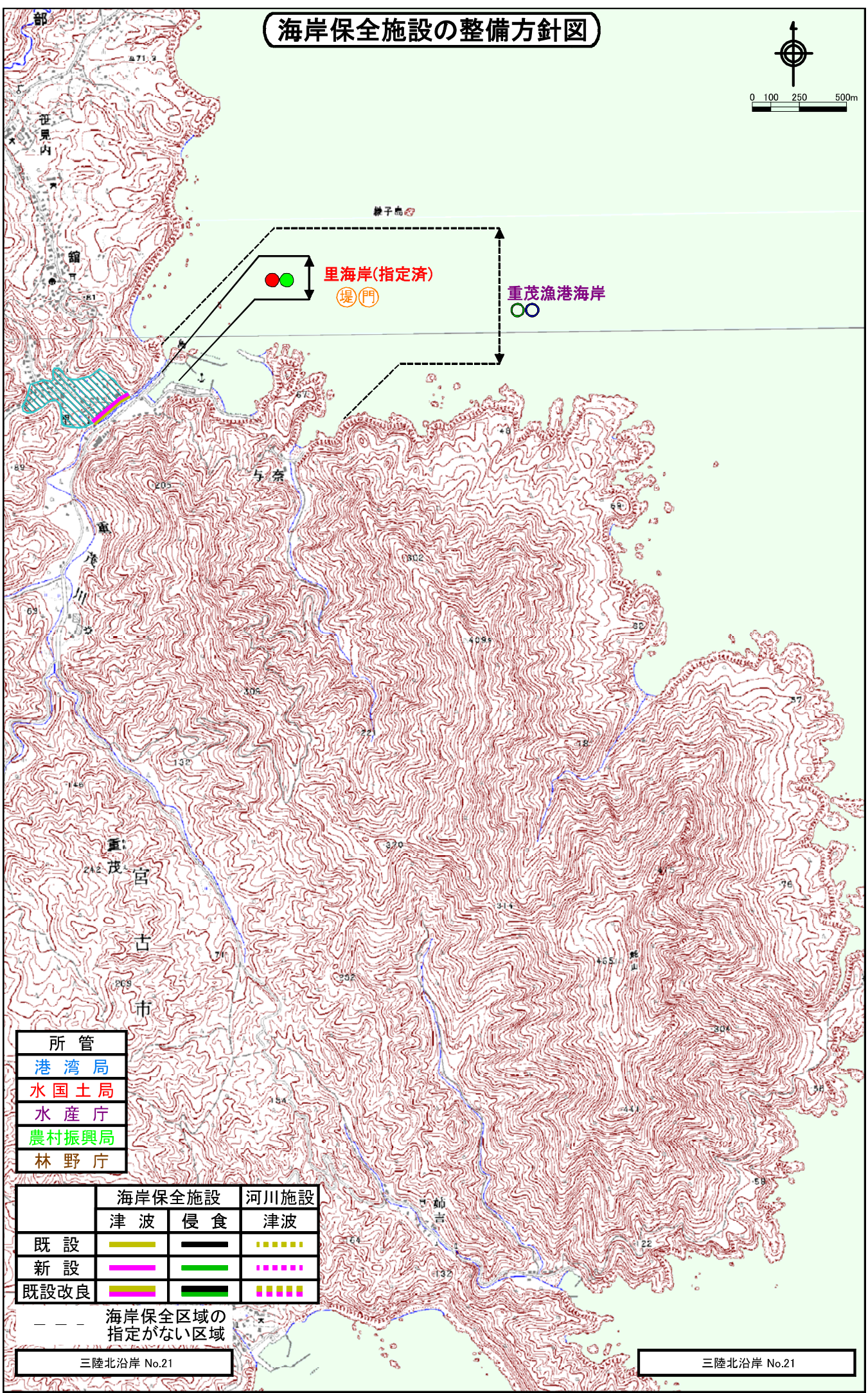
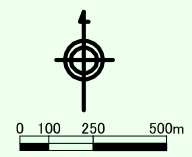
三陸北沿岸 No.20

整備箇所整理表

市町村名	所管・管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準(堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			指定済	要指定			津波	侵食	防護	環境	利用						
宮古市	水・県				重茂川の河口に立地する港で、定置網の基地である。周囲は崖海岸となつている。イカ釣り、サケはえ縄、ワカモノ、養殖が主体に発展している。	計画天端高 (現況天端高)	計画天端高 (現況天端高)	津波	津波	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
宮古市	河・県				重茂川の河口、左岸側に位置し、背後は宅地。秋にはサケが遡上する。	TP+14.10m (10.00m)	TP+14.10m (10.00m)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等
 環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



里海岸(指定済)
堤門

重茂漁港海岸

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	■	■	■
新設	■	■	■
既設改良	■	■	■

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸北沿岸 No.21

三陸北沿岸 No.21

③海岸保全施設による受益の地域
及びその状況（別表計画事項）

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域		
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画	地域	状況	
三陸北沿岸	洋野町	水	角浜漁港海岸	九戸郡洋野町種市第39地割	12.00	護岸	堤防	洋野町の一部	住宅地、農地	
		水国	大谷地海岸	九戸郡洋野町種市第38地割	12.00	堤防、消波堤				
		水	川尻漁港海岸（平内）	九戸郡洋野町種市第38地割	12.00					
		水国	平内海岸	九戸郡洋野町種市第36～27地割	12.00	堤防、沖合施設、水門				
		水	川尻漁港海岸（北側）	九戸郡洋野町種市第27地割	12.00	堤防				
		水	川尻漁港海岸（南側）	九戸郡洋野町種市第23地割	4.30	護岸				
		水国	種市海岸	九戸郡洋野町種市第23地割	4.30	護岸				
		水	種市漁港海岸	九戸郡洋野町種市第22～18地割	4.30(北) 12.00(南)	胸壁、護岸、沖合施設、水門、突堤	水門			住宅地、農地、森林
		林	鹿糠地区	九戸郡洋野町種市第18地割	7.30	護岸				
		水	鹿糠漁港海岸（鹿糠）	九戸郡洋野町種市第16～14地割	-					
		水国	玉川海岸	九戸郡洋野町種市第14地割	6.00	護岸				
		水	鹿糠漁港海岸（玉川）	九戸郡洋野町種市第14地割	-					
		水	戸籍家漁港海岸	九戸郡洋野町種市第12地割	-					
		水	宿戸漁港海岸	九戸郡洋野町種市第7地割	-					
久慈市	水国	八木海岸	九戸郡洋野町種市第2～1地割	12.00		胸壁、水門、陸間		住宅地、農地		
	水	小子里内漁港海岸	九戸郡洋野町小山里内第3地割	-						
	水国	小子里内海岸	九戸郡洋野町小山里内第3地割	12.00	堤防、水門			住宅地、農地		
	水国	坂下海岸	九戸郡洋野町小山里内第5地割	-						
	水国	原子里内海岸	九戸郡洋野町小山里内第5地割	12.00	堤防、水門			住宅地、農地		
	水国	有家海岸	九戸郡洋野町有家第2地割	-						
	水	有家漁港海岸	九戸郡洋野町有家第8地割	-						
	水	高家漁港海岸（一ヶ釜）	九戸郡洋野町中野第3地割	-						
	水	高家漁港海岸（小波浜）	九戸郡洋野町中野第10地割	-						
	水	高家漁港海岸（高家）	九戸郡洋野町中野第11地割	-						
	水	桑畑漁港海岸	久慈市侍浜町字桑畑	-						
	水	田子の木漁港海岸	久慈市侍浜町字外屋敷	-						
	水	川津内漁港海岸（前浜）	久慈市侍浜町字本町	-						
	水	川津内漁港海岸（川津内）	久慈市侍浜町字向町	-						
	水	横沼漁港海岸	久慈市侍浜町字横沼	-						
	水	白前漁港海岸	久慈市侍浜町字白前～字本波	-						
	水	斐生漁港海岸	久慈市侍浜町字斐生	-						
	林	斐生地区	久慈市侍浜町斐生	6.00	護岸			森林		
	港	久慈港海岸（半崎）	久慈市夏井町閉伊口	5.50	護岸、消波堤、沖合施設			久慈市の一部	港湾、住宅地、農地、その他	
	水	久慈漁港海岸	久慈市湊町	8.00	堤防、水門	堤防、水門				
	港	久慈港海岸（諏訪下）	久慈市長内町第40地割	8.00	沖合施設、堤防	堤防、胸壁、陸間				
	港	久慈港海岸（玉の脇）	久慈市長内町第43地割	-						
	水	舟渡漁港海岸	久慈市長内町二子～大尻	8.00		堤防				
	港	久慈港海岸（湾口）	久慈市湾口地区	-		湾口防波堤				
水	小袖漁港海岸（小袖）	久慈市長内町大尻～宇部町小袖	12.00	堤防、水門	胸壁、水門・陸間					
水	小袖漁港海岸（三崎）	久慈市長内町大尻～宇部町小袖	-							
水	久喜漁港海岸	久慈市宇部町久喜	14.00	堤防、護岸、沖合施設、水門	堤防、樋門・陸間					

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。
 注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域	状況
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画		
三陸北沿岸	野田村	水国	広内海岸	九戸郡野田村広内	14.00	堤防、沖合施設、水門、陸門	堤防、水門、陸門	野田村の一部	住宅地、農地
		水	野田漁港海岸	九戸郡野田村大字野田	-				
		農	野田農地海岸	九戸郡野田村大字野田	12.00	堤防、樋門	陸門		
		水国	野田海岸 (十府ヶ浦海岸)	九戸郡野田村三日市場	14.00(北) 7.80(南)	堤防(南)、水門(南)	堤防(北)、水門(北) 陸門(北)		
		林	野田地区(前浜)	九戸郡野田村前浜	14.00	堤防	堤防		
		水国	米田海岸	九戸郡野田村米田	14.00	堤防、沖合施設、水門	堤防、沖合施設、水門		
		林	土内地区	九戸郡野田村玉川	5.90	護岸			
		林	下村地区	九戸郡野田村大字玉川	5.90	護岸			
		水	玉川漁港海岸	九戸郡野田村大字玉川	5.80	護岸			
		水国	野田玉川海岸	九戸郡野田村大字玉川	12.00	堤防、水門			
普代村	普代村	林	浜山地区	九戸郡野田村大字玉川	5.20	護岸		普代村の一部	住宅地、農地、その他
		水	下安家漁港海岸	九戸郡野田村大字玉川字下安家	14.00	堤防、水門	堤防、水門		
		水	堀内漁港海岸	下閉伊郡普代村堀内	7.80	護岸			
		水	沢漁港海岸	下閉伊郡普代村字馬場～字白井	-				
		水	白井漁港	下閉伊郡普代村字白井	-				
		水国	宇留部海岸 (普代浜海岸)	下閉伊郡普代村宇留部	15.50	堤防、水門			
		水国	太田名部漁港海岸	下閉伊郡普代村太田名部	15.50	堤防、水門			
		水国	太田名部海岸	下閉伊郡普代村太田名部	15.50	堤防、水門			
		水	黒崎漁港海岸	下閉伊郡普代村字黒崎	-				
		水	弁天漁港海岸	下閉伊郡普代村字弁天	-				
田野畑村	田野畑村	水	北山漁港海岸	下閉伊郡田野畑村北山	-			田野畑村の一部	住宅地、農地、森林
		水	和漁港海岸	下閉伊郡田野畑村和	-				
		水国	明戸海岸	下閉伊郡田野畑村明戸	12.00	堤防、沖合施設	堤防		
		水	平井賀漁港海岸 (籾賀)	下閉伊郡田野畑村平井賀	14.30	堤防、陸門	堤防、陸門		
		水	平井賀漁港海岸 (平井賀)	下閉伊郡田野畑村平井賀	14.30	堤防、水門	堤防、水門、陸門		
		水	島の越漁港海岸	下閉伊郡田野畑村島の越	14.30	堤防、水門	堤防、水門、陸門		
		水国	嶋之越海岸	下閉伊郡田野畑村嶋之越	14.30	堤防、水門			
		水	横木沢漁港海岸	下閉伊郡田野畑村横木沢	-				
		水	須久河漁港海岸	下閉伊郡岩泉町小本	-				
		水	小本漁港海岸	下閉伊郡岩泉町小本	12.69	堤防、水門			
岩泉町	岩泉町	水国	小本海岸	下閉伊郡岩泉町小本	12.69	堤防		岩泉町の一部	住宅地、森林
		港	小本港	下閉伊郡岩泉町小本浜	-				
		水	茂師漁港海岸	下閉伊郡岩泉町茂師～田老町星山	16.00	堤防、水門	堤防、水門		
		水	小堀内漁港海岸 (狭待)	宮古市田老字星山	-				
		水国	狭待海岸	宮古市田老字狭待	14.70	堤防、水門	堤防、水門		
		水	小堀内漁港海岸 (水沢)	宮古市田老字水沢	-				
		水	小堀内漁港海岸 (小堀内)	宮古市田老字向新井田	-				
		水	青野漁港海岸	宮古市田老字青野滝	-				
		水	小港漁港海岸	宮古市田老字和野	-				
		水国	田老海岸	宮古市田老字沼の浜	10.00	堤防、水門、陸門、樋門			
宮古市	宮古市	水	田老漁港海岸	宮古市田老字砂里～字向山	14.70	堤防、水門	堤防、水門、陸門	宮古市一部	住宅地、農地、森林
		水	櫻内漁港海岸	宮古市田老字西向山	-				
		水	小堀内漁港海岸 (狭待)	宮古市田老字星山	-				
		水国	狭待海岸	宮古市田老字狭待	14.70	堤防、水門	堤防、水門		

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。
 注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。

別表計画事項

沿岸名	市町村名	所管	海岸名	配置		種類		受益の地域	状況		
				区域	代表堤防高 (m)	既設	計画			地域	
三陸北沿岸	宮古市	水国 松月海岸	宮古市崎山	宮古市崎山	-	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸門	宮古市の一部	住宅地、農地、森林		
		水 宿漁港海岸 (女遊戸)	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	14.70					住宅地、農地	
		水 宿漁港海岸 (宿、中浜)	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	-						
		水 日出島漁港海岸 (日出島)	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	-						
		水 日出島漁港海岸 (大沢)	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	-						
		水 日出島漁港海岸	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	14.70	胸壁、水門	堤防、水門、陸門				住宅地、農地
		水 鯛の浜漁港海岸	宮古市崎山字宿	宮古市崎山字宿	-						
		水 宮古港海岸 (第七ヶ浜)	宮古市山根町	宮古市山根町	-						
		水 宮古港海岸 (籠神崎)	宮古市日立浜町	宮古市日立浜町	-						
		水 宮古港海岸 (籠ヶ崎)	宮古市日立浜町	宮古市日立浜町	10.40	堤防、陸門	堤防、陸門				港濱、住宅地、 公共用地、市街地、 工業用地、その他
		水 宮古港海岸 (藤原)	宮古市藤原	宮古市藤原	10.40	堤防、水門	堤防、陸門				
		水国 神林海岸	宮古市神林	宮古市神林	10.40	堤防、水門、陸門	堤防、水門、陸門				住宅地、市街地
		水 宮古港海岸 (藤の川)	宮古市藤の川	宮古市藤の川	10.40	堤防、陸門	堤防、陸門				住宅地
		水国 高浜海岸	宮古市高浜	宮古市高浜	10.40	堤防、陸門、樋門	堤防、陸門、樋門				住宅地、農地
		水 白浜(宮古)漁港海岸	宮古市白浜	宮古市白浜	10.40	堤防、水門	堤防、樋門・陸門				
		水 宮古港海岸 (高浜)	宮古市高浜	宮古市高浜	10.40	堤防	堤防、陸門				住宅地、公共用地
		水国 金浜海岸	宮古市金浜	宮古市金浜	10.40	堤防、陸門、樋門	堤防、陸門、樋門				住宅地、農地
		水国 赤前海岸	宮古市赤前	宮古市赤前	10.40	堤防、樋門	堤防、沖合施設、樋門、 養浜				住宅地、農地、公共用地、 その他
		水 津軽石漁港海岸	宮古市赤前字釜ヶ沢～字堀内	宮古市赤前字釜ヶ沢～字堀内	10.40	胸壁、水門	胸壁、樋門・陸門				住宅地、農地、 森林
		水 浦の沢漁港海岸	宮古市重茂字連切	宮古市重茂字連切	-						住宅地、農地
水 仲組漁港海岸	宮古市重茂字野崎	宮古市重茂字野崎	-					住宅地、森林、 その他			
水 首郎漁港海岸	宮古市首郎字須賀長根	宮古市首郎字須賀長根	14.10	胸壁、水門	胸壁、水門・陸門			住宅地、農地			
水 重茂漁港海岸	宮古市重茂字里	宮古市重茂字里	-								
水国 里海岸	宮古市重茂	宮古市重茂	14.10	堤防、樋門	堤防、樋門、陸門			住宅地、農地、その他			

注1) 代表堤防高は計画堤防高としている。
注2) 受益の地域については、各市町村のまちづくり計画に伴い変更となる場合がある。